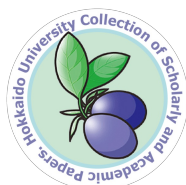




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「中国海権論」の研究：「海洋進出」をめぐる理論と実践に関する考察
Author(s)	後藤, 洋平
Citation	北大法政ジャーナル, 23, 39-80
Issue Date	2016-12-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63839
Type	departmental bulletin paper
File Information	HokudaiHouseiJournal_No23-2.pdf



「中国海権論」の研究

—「海洋進出」をめぐる理論と実践に関する考察—

ことう よう へい
後 藤 洋 平

目 次

序章	41
問題の背景	41
「中国の海洋進出」とは	41
先行研究のレビュー	41
日本での研究	41
米国での研究	42
先行研究の批評	43
扱う論点	43
全体の構成	44
第1章 「中国海権」論者の諸言説	44
はじめに	44
1-1 アルフレッド・セイヤー・マハンのシーパワー理論	44
1-2 「中国海軍の父」劉華清	45
1-3 「中国海権論」の展開	46
1-3-1 90年代の議論	46
1-3-2 「海権」理論の深まり	47
1-3-3 「中国的」制海権・海上交通路	47
1-3-4 海洋の管理	51
1-3-5 「海権論」への異論	51
小結	52
第2章 中国政府・軍の海洋戦略と政策	52
はじめに	52
2-1 「海洋進出」の動機と背景	53

2-1-1 「海洋進出」の動機	53
2-1-2 外交安全保障政策の「積極化」	53
2-2 国家全体の戦略・政策	54
2-3 海洋政策に関わる諸法令・政策文書	56
2-4 人民解放軍海軍の戦略変遷	56
2-4-1 沿岸防衛型海軍としての出発	56
2-4-2 「近海防御戦略」への転換と「局部戦争」	56
2-4-3 A2ADの強化	59
2-4-4 近年の傾向—さらなる遠洋化と非伝統安全保障への関心	60
2-5 「一帯一路」構想	62
2-5-1 「一帯一路」とは	62
2-5-2 「一帯一路」の背景	62
2-5-3 「海洋進出」として	62
小結	63
第3章 「中国海権」の事例研究	63
はじめに	63
3-1 空母をめぐる「海権論」からの主張と実践	63
3-1-1 空母の特質	63
3-1-2 空母をめぐる論戦—「空母派」と「潜水艦派」の相克	64
3-1-3 考察	65
3-2 「維権」の強化—中国海警局の設立	65
3-2-1 2013年までの中国海上法執行体制	65
3-2-2 「五匹の龍」の統合	65
3-2-3 考察	66
3-3 「海洋国土」の支配—「海洋石油981」の設置をめぐる	67
3-3-1 中国国内の議論と政策策定	68
3-3-2 中越の衝突	68
3-3-3 考察	68
小結	68
終章	68
全体のまとめ	68
「中国の海洋進出」の展望	70

序章

問題の背景

本稿の主題は、いわゆる「中国の海洋進出」について、中国の文献（書籍、学術論文、新聞記事など）に頻繁に登場する「海権」というキーワードを手掛かりに、同言説の傾向を整理しつつ実際の中国政府・人民解放軍の行動との間の関係を論じることにある。

近年、諸方面での「中国の海洋進出」に対する関心が高まっている。日本でも、尖閣諸島を巡る中国との対立から日増しに海洋問題への関心が高まっている。日本政府は、中国による海軍戦力の拡張や実際の運用状況に関心を強めており、批判的トーンを強めている¹。中国自身も『中国の国防』という国防部発行の白書において、2002年以来一貫して「海洋権益の擁護」を海軍の任務に挙げている²。

「中国の海洋進出」は日中関係のみならず、東アジアの安全保障全体に関係している。大きく取り上げられるようになった背景には、中国が大国化し、その行動が注目されるようになったことも挙げられるが、国際海洋秩序の変容も考えられる。20世紀半ばより、技術の発達により海洋開発の幅が広まったこと、新興国による海洋での権利主張といった背景の下³、1982年国連にて「国連海洋法条約」（United Nations Convention on Law of the Sea: 以下UNCLOS）が採択され、1994年発効した。UNCLOSは「海の憲法」と称され、国家は領海を超えて自身の主権的権利を設定できるようになり、「排他的経済水域」（Exclusive Economic Zone: 以下EEZ）や「大陸棚」（Continental Zone: 以下CZ）などについても規定された。

UNCLOSは領域を超えた海域に主権的権利を設定することを国家に認め、海洋秩序を塗り替えたが、問題も残された。すなわち、主権的権利が設定できることで海上における国家間の領土・境界線画定が紛争の火種となる可能性が増大したことと、「航行の自由」の問題である。「航行の自由」とは公海における船舶の通航は妨害されない

という国際慣習法の原則である。これによれば、領海内であっても船舶が所属する国家の旗を掲げ、沿岸国に有害な活動を行わないならば当該船舶の領海内での航行を認めるとされる。また、UNCLOSによればEEZ内でも航行の自由は認められるとされる⁴。グローバルな経済活動と軍事力展開を行っている米国は「航行の自由」は「恒久的利益」と認識している⁵。ところが、中国をはじめこうした立場を取らない国家も存在する。このように、「中国の海洋進出」が注目される前提には、20世紀後半の海洋秩序の変容がある。

「中国の海洋進出」とは

「中国の海洋進出⁶」とは、主として1980年代以降より、中国が経済的・軍事的双方の面から海洋利用への関心を向けるようになった現象である。具体的な行動としては、大別して以下の4つに分けることができる。第一に、国防方面についてである。中国は80年代より急速な海軍・空軍戦力を拡大させている⁷。第二に、海洋空間の管理である。領海やEEZなどについて規定した法制度・政策の整備や、政府機関による海上法執行が挙げられる。第三に、海洋資源の開発である。たとえば、2011年3月公表の「第12次5カ年計画（2011-2015年）」において、「海洋経済の発展促進」の章を新設し、石油天然ガスを含む海洋資源開発促進の方針が掲げられている⁸。実際に、国営のエネルギー企業を中心に海洋資源の開発が進められている。第四に、国防上・経済上の要因とも重なるが、海上交通路の安全確保にも熱心である。これには、海賊対策や災害救助といったいわゆる「非伝統的安全保障⁹」の側面もある。

先行研究のレビュー

日米の研究蓄積を基に先行研究をレビューしたい。一般向けの著作も含めるときりがないが、以下に代表的な研究を挙げる。

日本での研究

日本においては、平松茂雄が「中国の海洋進出」

に早くから注目し、多くの研究を発表してきた。平松は、中国の公開資料を駆使して中国独自の主張をどのように繰り広げてきたかを先駆的に研究している¹⁰。また、防衛省のシンクタンクである防衛研究所は、『中国安全保障レポート』や『東アジア戦略概観』を毎年発行し、中国の政治情勢にも言及しながら海洋進出の実態や中国海軍の戦略を分析している。さらに、中国の外交政策が専門の青山瑠妙¹¹は中国の海洋進出の特徴について対外的に協調した姿勢と強硬な姿勢が並立していることを論じる。その原因として、中国の政治体制の現状が依然権威主義的ながらも多様なアクターが対外政策に関与する状態、すなわち「分断された権威主義¹²」の様相を呈しているからであると主張する。なお青山は中国国内で「海洋権益」に関する議論が2000年代後半から盛んになったことに若干言及している¹³。

これらの議論は中国の政治構造に着目していることが多いか、ないしは実際の行動それ自体への分析が中心である。これらとはやや視点を変え、中国の海洋への関心の背景にある「世界観」に着目しているのが川中敬一の研究である¹⁴。すなわち、中国の世界観としての「天下¹⁵」概念に着目した中国の戦略分析である。川中によれば、中国の国家理念とは「天下」の「回復・再建」であり、それに基づき利益・戦略を設定するという¹⁶。海洋問題とは「中華天下」の回復、すなわち中国的世界観、秩序観、価値観を世界に認知させる重要な「手段」に過ぎないと論じる¹⁷。また海洋問題において経済的動機は必ずしも重要ではないと川中は主張するが、それは海洋問題の究極の目的が「天下」の回復と再建であるからだと論じている¹⁸。

米国での研究

米国内の先行研究については、まず民間研究者で代表的なものでロバート・ロス (Robert S. Ross) が中国の「海軍ナショナリズム」 (Naval Nationalism) に関する研究を発表している¹⁹。ロス は、中国を国内防衛に縛られる「大陸国家」で

あると規定し²⁰、中国が「アクセス拒否能力」の近代化に力を注いでいるのは大陸国家としての状態を反映していると評価する²¹。その一方で、中国国内のナショナリズム的な主張には大国としての威信と尊敬を得るため、また海洋交通路と天然資源の確保のために空母中心の海軍を建設すべきという考えが強まっているとしている²²。ロスはこうした論調を「偽の国益」による主張と評し、中国の安全保障環境に基づくというよりもナショナリズムに基づくものであると述べている²³。

米国の公的機関も中国情勢に関心を持っており、毎年国防総省が中国の軍事情勢を分析したレポートを発表しているほか、米海軍大学中国研究所の研究者が中国海軍の戦略や装備・人事のあり方に言及した著作を発表している²⁴。ここでは、代表的な研究としてトシ・ヨシハラ (Toshi. Yoshihara) とジェームズ・ホームズ (James. R. Holmes) の研究に言及したい。ヨシハラとホームズは、2010年発表の著作で中国の海軍戦略の背景に存在する論理について分析している²⁵。同書では、「中国海軍の父」と称される劉華清 (1916-2011) の考えた海軍戦略と、中国政府の発行する国防白書、そして建国の父である毛沢東の戦略について論じ、中国の海軍戦略は19世紀から20世紀にかけての米国の海軍戦略家であるアルフレッド・セイヤー・マハン (Alfred.T. Mahan: 1840-1914、以下マハン) の海軍戦略と、毛沢東の「積極的防御戦略 (Active Defense)」の影響を受けていると論じる²⁶。具体的には、劉華清は中国海軍が防御する戦略概念を「近海防御戦略 (Offshore Defense)」として定式化したのだが、それは地理的に束縛されるわけではない。その範囲は、海軍の能力に比例するものであるとされる²⁷。このコンセプトは『中国の国防』にも言及されている。そして、こうした戦略概念の系譜をたどれば毛沢東の「積極的防御戦略」ひいては中国の伝統的な戦略概念にたどり着くという。すなわち、「積極的防御戦略」は「専守防衛」と異なり、時機を見て攻勢に移るものと認識されている²⁸。さらに、中国国内の戦略論者コミュニティにおける議論を

紹介している²⁹。議論の方向性は多様だが、いずれにしても、中国の戦略論者達は西側ではそれほど重視されなくなった地政学を基に思考しており、そのことが西側と中国双方の誤認識と誤解を助長していると論じられている³⁰。

先行研究の批評

以上のような先行研究は、具体的な現状および戦略への分析は豊富であり、また中国の政治構造から「中国の海洋進出」の分析がなされている。しかしながら、そうした戦略や行動の背後の論理には言及はなされていないか、不十分である。確かに、前述のように川中論文は中国の行動の裏側にある「理念」に着目する点は他の研究と一線を画すが、問題点も存在する。川中論文は、海洋における中国の活動について、その背景の理論から読み解き、その上で中国の海洋戦略について包括的に論じているのだが、川中の研究はあまりにも伝統的秩序イメージの中国観³¹に傾いている。そもそも、海洋における権利は近代国際法に由来し、中国も独自の解釈に拠るとはいえ自身の利益・権利の根拠を国際法に求めている。では、川中論文で言及される「天下」は、近代以降の主権国家意識とは異なるのか。また、中国の知識人の言う「天下」概念が、主権国家たる現代中国の政策や戦略にどの程度影響しているのかも不明瞭である。というのも、中国の公式文書に「天下」の復興などと記載されたものは見当たらない。「天下」概念のみでは主権国家たる中国の海洋への行動を説明できないのではないか。

ロスの主張については、彼による中国の安全保障認識では中国の空母中心の海軍建設の論調傾向は誤った国益認識に基づくと言えるかもしれないが、中国の戦略議論の中でどのような国益認識がされているのかは必ずしも十分な分析はされていない。

また、ヨシハラとホームズによる前述の研究は中国の戦略論コミュニティにおける議論をトレースしているものの、彼らの議論と実際の中国政府・軍の行動との間にどのような関係があるかま

では十分に論じられてはいない。更に後述の「海権論」については、中国国内で盛んに議論されているが、ヨシハラとホームズの研究には中国における定義や議論の方向性までの言及がない。「海権」についての中国国内での議論は数多い。なぜそのように数多く議論されているのか。中国当局の行動との間に何らかの関係があるからではないか。

扱う論点

以上のような先行研究のレビューを受け、論点は以下の2つである。第一に中国の海洋へのあり方について中国国内ではどのように議論されているかということである。そこでキーワードとなるのが、多くの学者が使用する「海権」という言葉である。第二に、そうした「海権論」と中国政府・人民解放軍による実際の戦略方針や行動との間に何かしかな相関関係を示すということである。

以上の論点は2つの点で有用である。第一に、「中国（人）の海洋への関心」をある程度紹介できるとのことである。前述のように、海洋は開発の可能性を秘めたフロンティアであり、主権国家はいずれも利用する権利を有する。当然これは中国にも当てはまるが、「中国の海洋進出」が大きな注目を集める理由の一つは大国となった中国が強硬とも取れる行動をとることにあると思われる。中国の海洋への関心を分析することで、その行動の背景にある論理を抽出できるのではないだろうか。その上で注目すべきキーワードが「海権」である。なぜならば、後述のように「海権」は軍事力の充実から海洋での利益獲得（中国は「擁護」と称する）、それらに必要な制度構築まで広範な議論を含む概念だからである。そのため、「海権」論は「中国の海洋進出」を中国側から理解する手がかりとなりうる。第二に、青山や毛里の言う「分断（断片）化された権威主義」下にある中国において、多元的な政策アクターの一つである専門家やシンクタンクの海洋戦略・政策への影響を観察できるということである。

こうした問題意識の方向性は、川中論文や、ヨ

シハラとホームズの議論とほぼ同一であると言える。しかし、これらの研究の問題点を克服するためには、より詳しく中国の戦略コミュニティの議論を観察する必要があると思われる。また、ヨシハラとホームズが十分に論じきれていなかった点であるが、こういった議論と実際の中国当局の言動にどういった関係性があるのかを注目する必要がある。なぜならば、「海権」論は中国で盛んに議論されているからだ。もちろん、中国では当局に真っ向から反する議論は認められない。しかしながら、青山瑠妙は政府に一定の影響力を有するシンクタンクは中国にも存在すると述べている³²。すなわち、学術界からの実務へ影響を与えているのではないか。それゆえ、本稿は学術界と実務面（政府・軍）との間に相互関係が存在するという仮説を基に進めていく。

全体の構成

第1章では、中国におけるいわゆる「海権論」の論調を整理する。そのために、まず「海権論」のベースとなるマハンの「シーパワー」理論を概観し、劉華清元海軍司令員が展開した議論を考察した上で、中国の戦略研究者による「海権」言説を分析する。第2章では中国当局（政府・軍）の海洋に対する実際の行動・政策を概観する。第3章では事例研究を行い、「海権論」の理論と実践をより具体的に考察する。事例として、第一に空母保有をめぐる論争を扱い、第二にいわゆる海洋法執行機関の統合をめぐる議論と動きを扱う。第三に海洋資源開発に関する議論と実際の事例を検討し、終章で全体を総括する。

第1章 「中国海権」論者の諸言説

はじめに

中国では、中国が海洋に求める利益は何かといった議論が存在する。そうした議論が中国当局の海洋へ向けた実際の政策・戦略との間に一定の相関関係があるということを明らかにするため、本章ではそうした言説を整理する。

後述するように、いわゆる「海権論」とは、軍事力の拡充から海洋開発・管理に至る海洋に関する広範な議論を包摂する諸言説である。その議論の展開は多様であるが、全体的に言うと、中国（人）は海洋における権利や利益を軍事力も含めた総合的な国力で「擁護」しなければならないという議論の傾向が見られる。

こうした「中国海権」論者に影響を与えているのが、マハンのシーパワー論である。中国の「中国海権」論者自身の主張にどのような基礎を置いているかを理解するために、まずマハンの議論を概観する。さらに劉華清の中国海洋戦略に関する主張を概観する。劉華清もまた、その後の中国における「中国海権」論者に影響を与えているからである。なお、劉華清に関する議論を進めるために、主に彼自身の回顧録と軍事論文を引用する³³。そして「中国海権³⁴」の諸説を整理し、制海権や海上交通路、海洋管理といった個別の論点もレビューする。

その際、研究者の肩書と発表媒体に注意したい。なぜなら中国では研究機関、特に国際問題を扱うシンクタンクは当局によるコントロールを受けていることが多いからだ。コントロールとは人間関係においても、財政面³⁵においても政府に依存し、官製ないし半官半民と言うべき状態である³⁶。つまるところ、中国のシンクタンクは指導者の政策策定を助け、その行動を正当化する役割が求められているのである³⁷。ゆえに、政策に影響力のある言説は中国当局（党・軍・政府）と密接に関わりのある媒体や研究者から発せられると考えられる³⁸。それゆえ、本稿では必要に応じ発表媒体研究者の情報に言及するものとする。

1-1 アルフレッド・セイヤー・マハンのシーパワー理論

マハンは米海軍の軍人であり、士官学校での講義録から時事評論に至るまでマハンは様々な文章を執筆するが、分けても有名なのが1890年発表の“The Influence of Sea Power upon History, 1660-1783”と、米海軍大学校での講義を基にした

“Naval Strategy”である。本稿ではマハンが自身の主張を体系立てて述べている前者の第1章を基に彼の主張を概観したい³⁹。

マハンは第1章を「政治的・社会的見地から海洋を観察すれば、まず最も明白な点は、一大交通路をなすということである」という一文から書き出し⁴⁰、「海上権力⁴¹」、すなわちシーパワーの要素を分析する。このように、マハンは海を交通ルートとしてとらえており、海軍の目的とは通商の保護にあることを説いている⁴²。さらに、通商のための商船や軍艦が寄港するための根拠地確保の必要性を訴え、通商の対象たる産品を生み出す「生産」と、「根拠地」、「海運」の3つがシーパワーを構成する「連鎖」となるとマハンは考えた⁴³。

こうしたシーパワーはどのような事象から影響を受けるかということをマハンは分析している。マハンは、まずシーパワーを「単に武力によって海洋—もしくはその一部分—を支配する艦隊の勢力のみならず、こうした艦隊がおのずから生まれ、健全に成長するために不可欠な母胎になり、その確固たる支えになる平和的貿易・海運をも含む、広義での海上権力のことである」と定義する⁴⁴。この定義を前提に、マハンはシーパワーの源泉として6つの事象を挙げる⁴⁵。すなわち、①地理的位置（両海岸が海上交通路に面するという島嶼性）、②地勢の形態（湾口に富む海岸線）、③領土の規模（資源と富を供給できる領土的基盤）、④人口、⑤国民性（海洋への冒険心や船乗り生活への適性）、⑥政府の政策（進取的な海洋政策を推進する政府）である。

以上がマハンの考えるシーパワーの基礎的要素であるが、さらに指摘しておく論点がある。制海権である。山内敏秀によれば、マハンはあまり制海権を厳密に定義せずに使用している⁴⁶のだが、山内の文献解題を参照すると、「我が方が望ましいと考える範囲と期間、海洋の自由な利用を確保する」ものというのが、一応の制海権の意味するところとされる⁴⁷。

シーパワー理論を中国の「海権論」に引き付けて考える上で、留意すべき3点がある。第一に、

マハンはシーパワーの持ち主として伝統的な海洋国家である英国や、米国を念頭に置いていることである⁴⁸。一方、中国はマハンが主張するような海洋へ出るのに優位な島国ではなく、大陸国家でもある。第二に、マハンの時代は帝国主義時代で、根拠地（植民地）獲得は非難されることでなかった。第三に、戦争の形態は20世紀後半から大きく変化したことである。これらのマハンの時代との相違点を、中国の「海権論者」たちはどのように認識し、中国の行動をいかに「正当化」しているかを意識しつつ分析を進めていきたい。

1-2 「中国海軍の父」劉華清

劉華清の経歴を簡単に紹介する。劉は若くから共産党・紅軍（後の人民解放軍）に参加し、建国後海軍に移る。ソ連への留学を経て造船部門の指導などを担う。1982年第三代海軍司令員に就任し、92年中央軍事委員会副主席に就任。後に中央政治局常務委員に就任した。97年にそれら一切の公職から引退する。以下では彼がどのように海軍の戦略策定に携わってきたかを見ていく。彼の主張には、90年代以降の「中国海権」論者の論調にも通じる点が多く存在していると同時に、中国海軍のその後のあり方を規定することにもつながったからである。

劉華清の「功績」とは、中国海軍の近代化推進のみならず、海軍の戦略を策定したことにある。すなわち、「中国海権」論者が主張の基礎に置く「近海防御戦略」である。劉華清によると、元来は鄧小平が唱えた海軍の戦略上の目標であったという⁴⁹。1979年4月鄧小平は、「海軍は近海作戦を行うこと。それは防御的なものである」と海軍幹部に内示し、同年7月に明確な指示となった。1984年発表の劉の論文に海軍の役割と地位を論じた記述が盛り込まれる。1985年12月に発表の「応加強海軍戦略問題的研究」⁵⁰にて、国際法⁵¹に従えば中国は300万km²の管轄海域を有すると主張されており、海軍の任務は国土と海洋権益の擁護にあると述べている。そして、近海防御戦略にも言及される⁵²。

具体的には以下のような4点からなる⁵³。第一に、中国の海軍戦略は「近海防御」戦略であり、「近海」とはより地域的な広がりを持つものであることとする。第二に、それは「防御的」な性格を有するものであるとする。第三に海軍の作戦区域は中長期的に見ればいわゆる「第一列島線⁵⁴」とする。第一列島線の内部には、渤海、黄海、東シナ海、南シナ海、台湾が含まれる。これが「近海」である。その近海を劉華清だけでなく多くの「中国海権」論者も「300万km²の海洋国土」と称するのである。また、海軍力が強化されたならば、海軍の作戦海域は第二列島線にまで拡大されるであろうとしている。第四に、海軍戦略の目的は、「国家の統一と領土の一体性の確保」、「海洋権益の擁護」、「海上局部戦争⁵⁵への対応」、「侵略阻止」、「アジア太平洋地域の平和維持」の4つとなる。

以上の近海防御戦略を踏まえて、劉華清は海軍の到達すべき4つの目標を提示する⁵⁶。すなわち、①近海での主要な作戦において一定期間内に制海権を奪取し、保持できるようにする。②必要な時間内に中国海域と関係の深い海洋交通路をコントロールできるようにする。③中国の海域に隣り合う海域で作戦を進められるようにする。④比較的強力な核反撃能力を保有する、というものである。

また、劉はマハンの理論を認識していたようである。彼は「海権」を戦時において武力で海上交通路を確保するという面と、平時に海洋をコントロールして対外通商を発展させるという両側面があることを示している⁵⁷。これはマハンのシーパワーの定義とも一致する。更に言えば、「防御」とは言いながらも作戦区域を必ずしも限定していない。国力に応じ広がる可能性を示唆しているのも特徴的である。

「近海防御戦略」の他にも、劉華清について重要な論点を指摘しておきたい。彼は、空母の保有を主張していたということである⁵⁸。そもそも劉は、1970年に上の指示に基づき空母開発の研究グループを造船工業領導小組での在職中部内に組織している⁵⁹。それと同時に、劉は原潜も重視していた⁶⁰。

そのほか、劉は2つの戦争への関心を強く持っていた。すなわち、1982年のフォークランド紛争と1990年の湾岸戦争である。特にフォークランド紛争については外遊の際に英国を訪問し、装備の近代化と人員の質的向上の重要性を認識している⁶¹。湾岸戦争については1993年発表の論文⁶²で分析がなされており、同論文にて、湾岸戦争は将来のハイテク戦争を考えるヒントになるものであり、ハイテク戦争においても「人」という要素は依然重要で、劣勢な中から装備優勢の敵に勝つという、中国の強みは活かせるであろうと分析している。

1-3 「中国海権論」の展開

中国における「海権論」の諸言説を紹介する前に、「シーパワー」と中国語における「海権」のニュアンスについて、議論の都合上区別をつけておきたい。前者はマハンが定義し、劉華清も認識していた「戦時において武力で海上交通路を確保し、平時において海洋をコントロールすることで対外通商を発展させるという両側面的なもの」である。日本語で「海上権力」と訳されることもあるのは前述の通りである。本稿では、こうした一般的な意味での「シーパワー」について言及する時は「シーパワー」と表記し、中国内部で議論される中国自身の海洋への関心を意味する場合「中国海権（論）」と表記し、そうした「中国海権」に関する議論を明示的ないし黙示的に展開する中国人研究者をまとめて「中国海権」論者と呼称する。

1-3-1 90年代の議論

現代中国における「海権」の議論は90年代に盛んになり始める。もっとも、この時期は2000年代以降に比べ、厳密な定義を行っているわけではない。この頃多い議論の傾向は清末から民国初期にかけての海洋をめぐる議論をレビューし、現在への教訓を得ようとする傾向である。たとえば、史滇生は清末から民国期にかけての「海防」思想の特徴を分析している⁶³。史によると、当時の思想は受動的で、列強の脅威に対抗するためというのが「海防」思想発展のモチベーションであったこ

と、制海権の獲得が顧みられなかったこと、理論が系統だっておらず、整理されなかったことからマハンに相当する戦略家が中国で生まれなかったことを批判している。

90年代において清末から民国時代の海への思想を回顧する論文が発表された背景としては、同時期に日清戦争（中国での呼称は甲午戦争）100周年の前後であったことが考えられる。実際、1994年の『解放軍報』では「甲午戦争百年祭」という特集を行っている⁶⁴。そこでは清朝の対外的閉鎖性、富国強兵の不徹底さが日本に敗北し、その後の侵略を許した原因であると批判し、軍事力を絶えず改革していくことの重要性を訴えている。

90年代にはマハンを解説し、現代への示唆を考察した論文も登場する。この論文では、シーパワーを「海上力量⁶⁵」と訳しており、マハンとはシーパワーを海軍力だけでなく平和時の貿易や海運を含めて考えていたことを指摘する⁶⁶。また、この論文は中国について陸上大国かつ海洋大国でもあるという認識を示す⁶⁷。続けて、現代の陸上における鉄道、空中における航空機の発達で海洋の役割は相対化されるが、海上における交通量はむしろ増加していること、科学技術の発達が海洋利用の重要性は増えていることから、マハンはなおも重要であることを述べられている⁶⁸。

90年代は中国がUNCLOSを批准した時期でもある。批准の前年にあたる95年、『解放軍報』上で「経略海洋」（経略とはガバナンスするという意味）という連載がなされた。ここでは、UNCLOS内の諸規定の解説がなされているほか⁶⁹、海軍、海洋の科学調査、商船、漁船などは海上の支配と利用のための実力を形成するもので、「海洋権益」擁護のためにこれらを強化すること、海上法執行部門と海軍の協力の重要性を述べる回がある⁷⁰。

1-3-2 「海権」理論の深まり

2000年代、「海権」をめぐる学術的な議論は精緻化する。この頃より、多くの論者が「海権」概念を定義する試みが増加している。図表1で2000年代に現れた「海権」言説について、主だった研究

者とその彼らの主要な論考、ならびに言説傾向を整理する。

図表1のように、「中国海権」論の定義、論者の考える方向性は様々であるが、全体的傾向として読み取れることは、海洋をコントロールし利用すること、そしてそれを遂行するための軍事力を含めた能力のことであると言える。「権力」（power）としての「権」、「権利」（right）としての「権」と、「中国海権」には二重の「権」が含意されていると見てとれる。ここに「中国海権」論の危うさが内在していると言えよう。ただし、「総合国力」という点から、二つの「権」は相互に影響しあう関係とされるだろう。利益を「擁護」するために「力」を強化し、一方「力」を蓄えるためには利益（特に経済力）を得る必要があるというわけである。

1-3-3 「中国的」制海権・海洋交通路

マハンは海上交通の確保と海上のコントロールを海軍戦略の上で中心に据えている。それでは、「中国海権」論者や類似の主張を行う研究者は中国が英米とは異なる地理的位置にあること、戦争のありようが変化したという点を如何に勘案し、中国にとっての制海権と海上交通の問題を考えているのだろうか。

制海権とは、劉一建によれば①敵方主力艦隊の殲滅、②敵方海軍基地、港湾など主要目標の殲滅、③敵方前線基地、海峡、海上交通路などの目標占領、④海上封鎖実施、⑤敵方指揮系統の麻痺という5類型が存在し、これらを使い分けて複合的に使用することである⁷¹。その上で、劉は一定海域の一定区間の制海権奪取と保持、短期決戦、攻撃と封鎖を有機的に結合させること、平時においても重要な海域を一定程度コントロールすることが現代制海権の特徴と説く⁷²。中国の場合、「近海」における安定を確保することをまず重視すること、遠洋における兵力投射能力を強化して中国にとり戦略上重要な海上交通路を確保することを目指すべきであるとし、総合的な作戦展開の重要性を説いている⁷³。

図表1：主要な「海権論者」と言説

研究者	主要な著作	研究の傾向	備考
張文木	・「論中国海権」『世界経済与政治』2003年10期、8-14頁 ・「試論当代中国海権問題」『中国海洋報』2004年 ・海権の概念及其特徴」『学習時報』2005年10月17日	・「中国海権」とは、UNCLOS から導き出される「海洋権利」sea right と軍事力を含めた「海上力量」sea power の統一的概念であると主張。 ・世界はアナーキーという前提に立ち、国際法が授権する権利の実現には軍事力による「自力救済」の必要性を認める。また、国家統一の大義名分で「中国海権」は正当化されると主張。 ・海軍拡張に関心を持ち、海外での中国の利益が広がればそれに応じた空母保有を含めた軍事力の拡張が必要と説く。	北京航空航天大学戦略研究センター教授
孫璐	・「中国海権内涵探討」『太平洋学報』2005年10期、81-89頁	・「海権」を「海洋權益」「海洋実力」「海洋権力」という相互不可分な要素からなると主張。「実力」とはハードな軍事力、ソフトな国民や政府の海洋に対する「意識」があるとする。「海洋権力」とは「海洋実力」を用いて「海洋權益」を守ることであり、「海洋権力」もハードな軍事力と	

		して表れることも、国家間の取り決めのようソフトなものとして表れることもあると説く。	
鞏建華	・「海権概念的系統解説 与中国海権的三維分析」 『太平洋学報』2010 年 7 期、90-95 頁	・海権を「主権国家が国際法により授權された海域で有する主権的權利であり、それらを開發・利用する能力」と定義し、同時に軍事力によりそうした權利・利益を「擁護」することが「海権の保たれている状態」とする。	
張世平	・『論中国海権』北京：人民出版社(2009)	・空母の保有を強く主張。「海権」を軍事力、船や港といった「実体」、海洋開發、国内外の「法制」という 4 つの要素からなると主張。	「中国軍事科学院」所属の研究者
師小芹	・師小芹『論海権与中美關係』北京：軍事科学出版社(2012)	・軍事的観点から「海権」を海のコントロール力と定義。中国の軍事力の「防御性」を強調。	「中国軍事科学院」所属の研究者
石家鏑	・石家鏑『“全球化時代主権国家与全球治理”叢書—海権与中国』上海：上海三聯書店(2008)	・「海権」を「海洋国土」擁護、海上交通路の保障、海洋經濟發展、海洋防衛力の構築に分類。	
胡波	・『中国海権策 外交、海上經濟及海上力量』北京：新華出版社(2012)	・「海権」を海洋空間における軍事・政治・經濟・外交の総合的役割および影響力と定義。	
徐起	・「21 世紀初海上地緣戰略与中国海軍的發展」 『中国軍事科学』2004	・中国の脅威は海からやってくると認識しつつ、中国に發展の機会を	海軍所属の研究者。この論文は米海軍大学校所属の研究者により Xu

	年第4期、75-81頁	提供してくれるものと海洋を認識。 ・海洋において拡大する利益を「擁護」するため、blue water navy への転換を主張。	Qi, translated by Andrew S. Erickson and Lyle J. Goldstein “Maritime Geostrategy and the Development of the Chinese Navy in the Early Twenty-First Century” <i>Naval War College Review</i> Vol.59 No.4, Autumn 2006 pp.47-67 へと翻訳されている。
王立東	・『国家海上利益論』北京：国防大学出版社(2007)	・「海上利益」を前面に押し立てた言説。その中でも経済的利益を最重視。 ・「海上利益」の「擁護」に軍事力を肯定している。また、海賊やテロリズムといった「非伝統な脅威」への対処を重視。	国防大学出版社の副社長

出典：各種文献を基に筆者作成

また、師小芹は劉一建の5つの制海権類型を中国にとっては現実的でないとし批判し、機動的に「近海」の制海権を奪取することが90年代以来の考え方であると述べる⁷⁴。

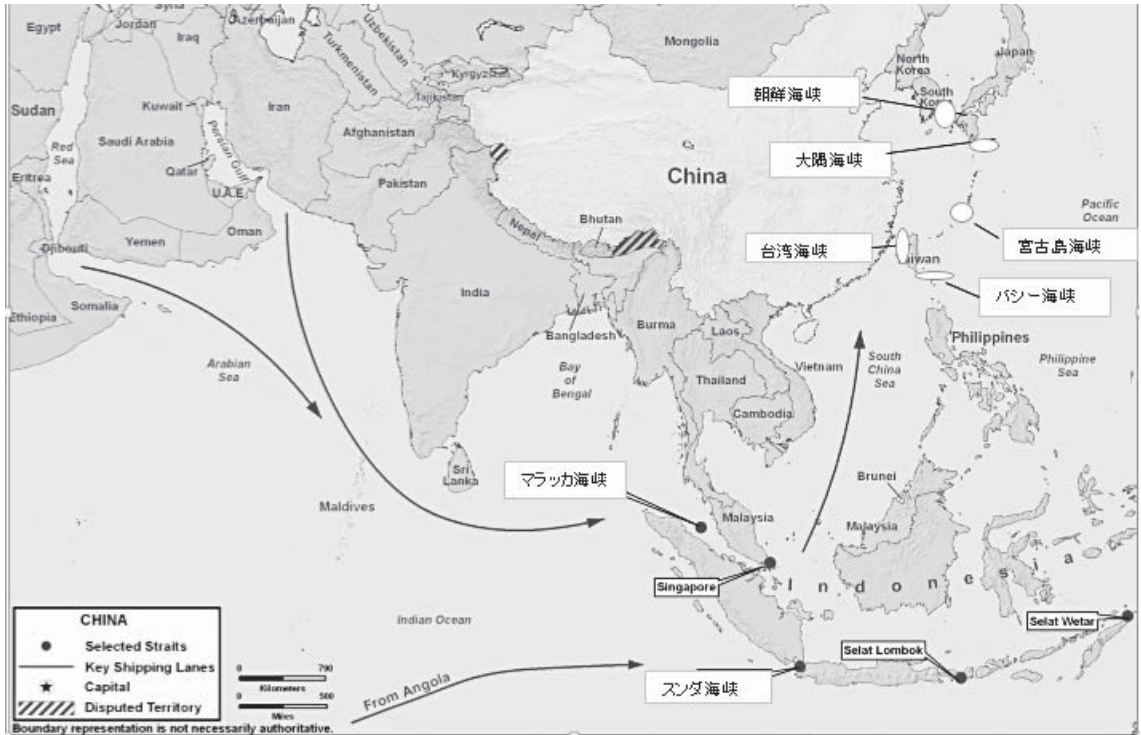
そのほか、制海権とは直接関係はないが、南シナ海における航行の自由の問題について言及した。中国の研究者は南シナ海において中国が設定するEEZ⁷⁵を公海とは見なさず、外国軍艦の軍事活動は中国にとっての脅威であるとみなす⁷⁶。また師はEEZを沿岸国は「領海化」する傾向があるものと述べている⁷⁷。こうしたEEZを「領海」とみなす主張は現実の中国の行動とも連動して平時からの「近海」のコントロールを企図したものと見て取れる。こうした言説は航行の自由を重視する米国と対立するものであり、海洋での権益紛争

と並び南シナ海での対立論点となるものである。

海上交通路については国防大学副教授の梁芳の議論を見てみよう⁷⁸。梁芳は海上交通路をめぐる問題として、米国からの脅威、地域大国間の争い、非伝統の脅威を挙げている⁷⁹。具体的には、米国の関与、日本による中国の海上交通路での脅威、インドの海洋活動に言及し、非伝統的な脅威としては海賊やテロリズムを挙げている。対策として「海上力量⁸⁰」強化による危機対応と同時に海上交通に関する国際法規の整備や多国間での協力を挙げている⁸¹。

梁の主張する主要海上交通路は、図表2の通りである。

図表2：中国の戦略的海上交通路



出典：Office of Department of Defense of the United States of America “Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2009” の “figure1: China’s Critical Sea Lane” と上記梁芳の主張を基に筆者作成

1-3-4 海洋の管理

現代とマハンの時代の大きな相違点の一つは、科学技術の発達により海洋を資源開発の場として利用できるようになったことである。石油や天然ガス、レアメタルなどが採掘できるようになった。海洋の利用の幅が広がったということはそれを規律する法令が必要であるし、法の執行も重要になってくる。前述の張世平も「海権」の要素に「法制」を挙げている。内実を具体的に検討する必要がある。上海社会科学院の研究員である金永明⁸²は「海権」を主張の上で全面に出しているわけではないが、そうした海洋関連法規や法執行について多くの提言を行っている。

金永明の一貫した主張は海洋政策全体を規律する「海洋基本法」の制定、そして海上法執行の強化である。たとえば、2010年の論文においては「海洋開発基本法」を制定し、政府高官からなる「国家海洋事務委員会」の設置などを提案してい

る⁸³。2012年発表の論文では法整備を中心とした「海洋大国」実現への具体的措置を提案する⁸⁴。すなわち、2050年までに統一的な海洋実務機関を創設し、係争地を「回復」して国家の統一を実現した上で「世界的海洋大国」となるべしという諸目標を提示する⁸⁵。中国の海上法執行体制が分散的で弱いという問題意識が、金のこうした提言の背景にあるものと思われる。

海洋法執行の強化については、国家海洋局を「国家海洋部」ないし「国家海洋委員会」へ昇格させ、海洋管理機能の整理再編を訴えるとともに、海洋管理の各職掌統合を求める論考もある⁸⁶。

1-3-5 「海権論」への異論

中国の戦略論者が全て上記のような「海権」論者ではない。ここでは大陸に目を向けることを主張する北京大学の葉自成の主張を分析する。

葉は慕新海との共著論文において、海洋への関

心や海軍力の拡充は肯定しつつ、「中国海権」を「中国が海洋を研究、開発、利用する能力と影響力」と定義した上で、「中国は海権大国ばかりか、陸海兼備型国家にもなれないから、強力な海軍を持つ陸権大国になるしかない」と主張する⁸⁷。中国は大陸に根を張った国家・文明であるゆえに、中国人は海洋を中心とした生活様式には不向きであるということになる⁸⁸。こうした歴史から、たとえ海軍を充実させても「海権大国」になれないと主張する。それゆえ海洋の重要性は認め、「中国海権」論者のように空母も含めた海軍力の増強は主張しつつも海に面した国々との関係強化、非軍事面を重視することなどを「中国海権」発展における重点とすることを強調している⁸⁹。

2007年の論文は大陸重視の姿勢へとさらにシフトしており、葉は人類のいかなる活動も陸上を基礎としていることから、陸上での生存と発展が最も重要と述べる⁹⁰。中国の大陸文明には、海陸両面に面していることに起因する開放性と閉鎖性の同居、民族の政治的凝集性、防衛的な安全保障といった性格があったとした上で、こうした性格から中国は一貫した「陸権」国家であると主張する⁹¹。葉は陸権を「陸上での生存と発展」と定義した上で、他国との協調を重視する「新陸権観」の構築を主張し⁹²、「新陸権観」に従い農業の発展、大陸諸国との関係強化、災害や環境汚染といった問題の解決の重要性を主張する⁹³。

葉も海軍の重要性を否定しないが、「中国海権」論者が「重陸軽海」など大陸重視的な中国の伝統を否定的に見る一方で、葉はむしろそうした伝統を肯定的に評価しているのが特徴的である。

小結

以上のように、中国ではより海洋に目を向け、軍事力を含む「総合国力」により海洋への支配を強化しつつ利用と開発を通じて利益を得るべきであるという、「海権論」をめぐる議論が非常に盛んに行われている。彼らは往々にして自身の理論的根拠にマハンを挙げている。ここで、「中国海権」論者に共通する特徴を挙げてみたい。

第一に、歴史への関心の強さである。中国が海軍力を強化して国益を守ることの正当性を近代における列強による侵略の歴史に求めているのである。

第二に、アナーキーな国際政治観である。その意味するところは、国際社会には主権国家以上の権威が存在しないことから、国家が国際法上の権利と利益を享受するためには武力を含め「力」を用いた「擁護」の必要があるという見方である。中国の海洋への行動は往々にして侵略的、拡張主義的と見なされがちであるが、こうした行動の背景にはアナーキーな国際政治観の影響が見られるのではない。

第三に、「中国海権」論者は非伝統安全保障の分野にも注目している点である。

第四に、「防御性」の強調である。海軍力強化はあくまで「自衛の範囲」であるとか、強化しても「侵略的」にはならないといったレトリックで行動を正当化しようとしていることである⁹⁴。こうした「防御性」は全くの嘘というよりも、序章で述べたように毛沢東の「積極的防御戦略」に基づくものと言える。米国防総省のレポートも、中国の戦略レベル（政治レベル）での防御的姿勢とは、戦略上の防御姿勢を隠れ蓑に作戦・戦術レベルでの先制攻撃を正当化したものと分析している⁹⁵。こうした「防御性」のレトリックと、中国は尖閣諸島はじめ他国の実効支配下にある地域の支配権奪取を企図した行動をとっているという実態とのギャップが、中国の行動に周辺国が警戒を抱く所以であると言えよう。

第2章 中国政府・軍の海洋戦略と政策

はじめに

第2章は中国当局の戦略方針・行動、すなわち「海洋進出」の実践面を概説する。本章はまず「海洋進出」の中国にとっての動機を分析するとともに、「海洋進出」が活発化する背景にある中国の外交安全保障政策の積極化を考察する。続けて中国が海洋に求める「海洋権益」を概観し、海

洋に関わる諸法令・政策文書を紹介し、海洋問題における重要なアクターである海軍の戦略を概観する。そして、昨今注目される「一帯一路」構想を紹介する。将来の中国の海洋戦略・対外戦略を見る上で重要と思われる構想だからである。こうした議論の過程で、これら「海洋進出」の実践面と理論面たる前章における「海権論」との一致を示していく。

2-1 「海洋進出」の動機と背景

2-1-1 「海洋進出」の動機

中国が海洋へと関心を向ける動機は何だろうか。第一に、安全保障における脅威認識の変化が挙げられる。ソ連の崩壊により中国にとっての最大の脅威であった「北」からの脅威は後退する一方、中国は海洋からの脅威を感じるようになる。天安門事件以降は米国に対する脅威を抱くようになり、80年代半ばより日本とは歴史認識問題をめぐる対立が増大するだけでなく、90年代から尖閣諸島の領有権問題が強く意識されるようになる。また「台湾ナショナリズム」の高まりにも神経をとがらせる。また建国直後からくすぶり始めていた南シナ海問題も中国の安全保障上の問題として重視されるようになる。これまで大陸にかけていた安全保障上の負担を、海に向ける必要性が出てきたと同時にそうする余裕が生まれたと言える。

第二に、中国の自己認識の問題が挙げられる。中国は自身を「未完成の統一国家」とみなしており、アヘン戦争以来列強の侵略によって失われた地域を取り戻し、統一を完成させるという認識を有している⁹⁶。

第三に、経済的利益の確保が挙げられる。中国は1978年の改革開放政策の開始以来、急激な経済成長を遂げてきた。その経済成長に必要な資源確保の場として海洋をとらえており、同時に資源や製品の輸送ルートの場合として海洋をとらえていると考えられる。

そして第四に、UNCLOSへの参加が挙げられる。実際に、UNCLOSの参加と前後して、中国は（独自の解釈を含みつつ）UNCLOSに沿う形で海洋関

連の法制度や法執行機関の整備を進めてきた。これらの動機はそれぞれが密接に関連し合っている。

2-1-2 外交安全保障政策の「積極化」

「中国の海洋進出」は最近になって突然始まった現象ではなく、長期間継続された現象なのだが、南シナ海での積極的姿勢や尖閣諸島近海への度重なる中国政府公船・航空機の侵犯など、近年一層活発化している。それらの背景には上記の動機が関わっているのだが、よりマクロな中国の外交安全保障政策の「積極化」という観点から考察してみたい。

第一に、外交の観点で言えば、2000年代後半より中国外交において「主権・安全」を強調するトーンが強まっていく。2006年、共産党の中央外事工作会议で胡錦濤総書記（当時）は「中国の外交は国家の主権、安全、発展利益のために役割をはたすべきだ」と発言している⁹⁷。川島真は、2007年に開催された17回党大会においても胡総書記が再び「国家主権、安全、発展利益」に言及し、2009年になると外交上の積極性が表明されるようになったと述べる⁹⁸。飯田将史も、90年代後半より2000年代半ばにかけて沈静化すると見られていた南シナ海の領土紛争が、2009年初頭から中国側の主張は硬化していったと述べている⁹⁹。

外交の変容という観点から、冷戦後の中国の対外方針とされてきたいわゆる「とうこうようかい 韜光養晦、有所作為（実力を隠し、やれることをやる）」について言及する必要がある。「韜光養晦、有所作為」とは90年代初頭に鄧小平が語った言葉で、中国の穏健かつ協調的対外方針として理解されてきた¹⁰⁰。2009年の胡錦濤の演説でこの指針は「堅持韜光養晦、積極有所作為」と改められる。こうした修正について濱本良一は中国において自国の実力をはっきり認識させるものとして語られつつあると主張している¹⁰¹。毛利亞樹は2010年の尖閣諸島沖での漁船衝突事故とその後の邦人拘束やレア・アースの対日禁輸といった中国の一連の行為を挙げて、2010年は中国が「韜光養晦」を事実上放棄した年と記憶されるかもしれないと述べている¹⁰²。

もともと、中国国内の議論においても「韜光養晦」を巡り議論が分かれている¹⁰³ことを考慮すると、「韜光養晦」を放棄したと言うのはやや早計ではある。しかし、中国の外交上における自己主張傾向が強まっているのは事実であり、習近平政権成立後はより明確な形で現行の国際秩序への挑戦が目立ちつつある。顕著に表れたのが2014年の「上海信頼醸成サミット」の場で習近平国家主席が提唱した「アジア新安全観」である。習氏はスピーチの中で「アジアの問題はアジア人民が処理する、アジアの安全はアジア人民が守る」と述べ¹⁰⁴、米国抜きでの東アジア国際秩序形成の志向を示唆している。後述の「一帯一路」構想もこうした外交上の傾向の延長にあると見ることができるだろう。

第二に、安全保障戦略の変容である。1980年代以降、中国は解放軍の近代化を推進してきた。その背景としては、後述の「局部戦争」概念が国家戦略のレベルで重視されるようになったことが挙げられる。「局部戦争」への対応には軍の近代化が求められるからである。また中国は海洋・宇宙・電磁・サイバー空間といった様々な次元において安全保障上の利益を見出している¹⁰⁵。そのため、戦闘の性質も、軍に求められる任務も多様な空間が交錯する総体的・統合的なものになると考えられる。こうした安全保障環境を反映してか、習近平政権は高烈度の紛争を戦い、勝利できる軍を目指し、統合作戦能力を強化しようとしている¹⁰⁶。中国にとり海洋問題は、中国の主張する領域の「擁護」ないし「回復」という伝統的安全保障の領域に属すると同時に、海洋における広範囲な利益を確保しようという、非伝統的安全保障分野にも関わってくる。海軍そして海洋法執行機関には、戦闘力の向上と同時に多様な任務に対応することが求められるようになっていくと思われる。

第三に、米国の東アジアにおけるプレゼンスの後退である。米国は70年代にベトナムより撤退し、90年代にはフィリピンの米海空軍基地を閉鎖している。更に9.11事件以降の中東への軍事的傾注、近年の財政状況の悪化により影響力が低下

し、東アジアにおいて「力の空白」が生じているのである¹⁰⁷。中国の南シナ海への進出はこの間隙を突いたものと見るができる。近年米国は東アジアにおいて中国の軍事的経済的台頭に対し米国の同盟国・友好国を保証するという「リバランス」政策¹⁰⁸を進めようとしているが、裏を返せばプレゼンス回復の必要性を米国自身が認識しているということであろう。

近年の中国は国力が増大し、大国としての自信を持ちつつある。その一方で被侵略の歴史的トラウマは依然残っているということが、中国が強硬と見られがちな外交安全保障政策へと駆り立てる要因と思われる。こうした動きを促進するのが米国の東アジアにおけるプレゼンスの後退である。こうした中国内外の力学の変化がより積極的ないし強硬的な海洋進出の背景であり、後述のように「中国海権」論者の言説を政策に受容していく素地でもあるだろう。

2-2 国家全体の戦略・政策

中国の海洋戦略の目的を端的に言うと、1992年の江沢民報告で言及された「海洋權益」の擁護である¹⁰⁹。それでは、「海洋權益」の公的な定義は何か。国家海洋局が発行する『中国海洋発展報告』によると、「各国が海洋を認識し利用する活動において享受すべき権利と利益」である¹¹⁰。このことから、「海洋權益」は「海洋権利」と「海洋利益」に分けることができる。「海洋権利」とは、UNCLOSが規定する接続水域、EEZやCZにおける主権的権利や管轄権、他国管轄海域における航行の自由、深海底における人類共有の財産などを享受する権利のことである。一方の「海洋利益」は、国際条約ないし国際慣習法により禁止されていない自由や利益のことである¹¹¹。こうした定義は前述の張文木などが唱える「海洋權益」の定義と同様である。

中国は、国際法、特にUNCLOSにより認められた中国の管轄海域は約300万km²あると主張しており、これには渤海、黄海、東シナ海、そして南シナ海が含まれている¹¹²。この海域が、中国で主張

される「海洋国土」である。また、中国が南シナ海をコントロールする根拠としている「九段線」にも言及したい。これは、中国が周辺国との海域境界であると同時に線内の全ての島嶼の領有権を

示し、更には南シナ海への歴史的権利を示す境界線であると主張するものである¹¹³。「第一列島線」と図表4の「九段線」で囲まれた海域が、図表3のような「海洋国土」であり、他国の紛争を抱え

図表3：中国の主張する管轄海域



注: 南シナ海、東シナ海をほぼ覆う形になっている。

出典: “China Military Guide: Economic Exclusive Zone” Global Security.org

(<http://www.globalsecurity.org/military/world/china/eez.htm>) (2015/12/26 閲覧)

図表4：「九段線」



出典: Global Security.org (<http://www.globalsecurity.org/military/world/war/south-china-sea.htm>) (2016/02/18 閲覧)

ながらその権益の「擁護」を唱える区域である。なお、「列島線」は軍事的な意味合いも有していることから後述する。

2-3 海洋政策に関わる諸法令・政策文書

中国では特に80年代以降、海洋関係の諸法令が整備されていく。1982年採択のUNCLOSは領海や接続水域の制度、EEZやCSの設定に関する規定、海上の管轄権など、海洋利用の基本原則などを定めた条約である。国際社会において海洋使用に関する基礎的なルール整備が行われたことは、中国における海洋関係の政策整備の一助となったものと思われる。また、島嶼の領有権や境界画定、海洋利用のあり方への根拠が法令という形で見出すことができよう。図表5で、中国において制定された主要な海洋関係法令の概要を示す。さらに、海洋政策の方針を示した主要な政策文書は図表6の通りである。

以上のように中国はUNCLOSの採択と自身の加盟と前後して、海洋開発と利用に関わる法令や政策方針を発表してきた。図表6からは、2010年代から特にその傾向が進み、海洋での経済活動に大きな位置づけを与えようという意図が読み取れる。中でも、領海法は自国領と規定する島嶼を挙げることで中国が自身の活動を正当化する根拠となっているし、EEZやCSを規定する法令は中国のそれらの決定方法を明示したものであることから、法令から中国の海洋権益確保に対する意図を読み取ることができる。なお、「中国海権」論者も張世平や、金永明に見られるように海洋関係法制の整備を重視していたことを確認しておきたい。

2-4 人民解放軍海軍の戦略変遷

2-4-1 沿岸防衛型海軍としての出発

国共内戦末期の1949年4月、人民解放軍海軍は誕生した。当初の任務は毛沢東が「海の長城を築く必要がある」と述べていたように¹¹⁴、沿岸防衛に重点が置かれていた。当時台湾に逃れた国民党軍のゲリラ攻撃に対処し、米国の海上からの脅威に備える必要があったためである。また、台湾「解

放」も任務に位置付けられていた¹¹⁵。

建軍当初はソ連からの技術支援を受けていたが、50年代末より始まる中ソ対立によりそうした支援が途絶える。加えてソ連やインドとの武力衝突により陸上からの脅威が意識されるようになったこと、1966年から開始される文化大革命により多くの海軍幹部が失脚し、軍内で権力を握った林彪の下でイデオロギー重視の軍建設が行われたことにより、停滞に拍車がかかる¹¹⁶。

2-4-2 「近海防御戦略」への転換と「局部戦争」

70年代に入ってこうした状況は変化を見せる。平松茂雄は、70年代よりソ連が統一後のベトナムに接近して南シナ海へ浸透する姿勢を示すようになったと主張する¹¹⁷。中国はソ連が海からも脅威を示すようになると認識するようになったのである¹¹⁸。こうした中国の対ソ警戒感を勘案すると、1974年の南ベトナムとの海上での衝突、1988年の南沙諸島におけるベトナムとの衝突は領土問題だけでなくソ連への警戒という側面もあったと言える。このように考えると、前章で言及した「近海防御戦略」は当初ソ連への対処という意味合いが含まれていたと推察される。事実、前章で「近海防御戦略」の下では「覇権主義の侵略阻止」が海軍の任務に含まれていることを紹介した。なお、「覇権主義」とは中国の文脈では米国とソ連、特に1970-80年代ではソ連への非難を込めた用語である¹¹⁹。

こうした中、1985年に中国の国家規模での軍事戦略観の転換が図られる。中央軍事委員会拡大会議の場で鄧小平は「現在、世界規模の戦争発生可能性は激減しているが、『局部戦争』が中国にとっての脅威になりうる」という旨の発言を行う¹²⁰。こうして、「局部戦争」に対処する姿勢が打ち出された。

それでは、「局部戦争」とはどのような戦争なのであろうか。平松の分析を見てみたい¹²¹。すなわち、①沿海部・島嶼部・海上で行われる戦争、②総合的国力を動員し、③国際戦略構造の制約を受け、④継続期間は短く、速戦即決、⑤緒戦で優

図表5：中国の主要な海洋諸法令

法令名	制定年月日	概要
領海に関する声明	1958 年 9 月 4 日	台湾、南シナ海の群島を中国領と宣言し、外国航空機、軍艦は中国政府の許可なく中国領海およびその上空に立ち入れないことを宣言している。中国の「航行の自由」をめぐる独自解釈の源流とみなすことができる。
領海および接続水域法(通称領海法)	1992 年 2 月 25 日	上記の島々に加えて尖閣諸島を中国領であると初めて明文化し、これら島嶼付近での法執行活動に基礎的根拠を与えることとなった。
排他的経済水域および大陸棚法	1998 年 6 月 29 日	EEZ を領海基線から 200 海里、CZ を自然延長に基づき計測(自然延長説)すると規定。
海域使用管理法	2001 年 10 月 27 日	海洋の機能ごとの区分、海域の権利制度を規定。
海上安全交通法	1983 年 9 月 2 日	中国沿海で活動する全ての船舶の管理を規定。
漁業法	1986 年 1 月 20 日成立、2000 年 10 月 31 日改訂	漁業業務の管理と、中国が管轄する(とされる)海域での外国人・船舶の活動の管理を規定。
海洋環境保護法	1982 年 8 月 23 日制定、1999 年 12 月 25 日改訂	中国の管轄海域での環境保護について規定。
海島保護法	2009 年 12 月 26 日	海島管理、保護と利用、保護の為の措置を規定。特に、領海設定の起点になる島、国防用途の島、海洋自然保護区に含まれる島には特別の保護を実施すると規定(第 36 条)。

出典：薛桂芳「中国の海洋政策と発展の過程」海洋政策研究財団編『中国の海洋政策と法制の研究』（2006年）、3-14 頁（<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2005/00810/pdf/0001.pdf>）（2012/09/29 取得）、国家海洋局海洋発展戦略研究課題組『中国海洋発展報告2011』（北京:海洋出版社、2011年）などより筆者作成。

図表6：主要な海洋政策文書

文書名	発表年	概要
中国の海洋アジェンダ 21	1996 年	UNLOS を基礎とし、海洋の持続可能な開発促進の方針を示す。
全国の海洋開発計画	1996 年	海洋開発の原則や目標、開発区域の区分けを規定する指導文書。
中国海洋事業の発展白書	1998 年	中国の海洋事業における成果と発展の過程で守るべき基本的政策と原則を表記。
全国海洋機能区分	2002 年	海洋使用管理法、海洋環境保護法に基づき中国が管轄する(と主張する)海域を機能別に区分。
全国海洋経済発展計画綱要	2003 年	海洋経済が GDP に占める割合を向上させることを示す。そのために法令整備や海洋管理体制構築をうたう。
第 12 次五カ年計画(2011-2015)	2011 年	「海洋経済の発展促進」の章が新設。
十八回共産党大会(生態文明の章)	2012 年	「断固として海洋権益を擁護し、海洋強国を建設する」と、「海洋権益」について言及。
国家海洋発展事業発展 12 次五カ年計画	2013 年	海洋石油・ガス資源探査、開発の拡大に言及。

出典：金永明「中国における海洋政策と法制の概要」海洋政策財団（2006年）、15-40 頁、防衛研究所『中国安全保障レポート 2011』（防衛省、2012年）、および各種中国政府・党の公式サイトに基づき筆者作成。日本語表記は日本語資料に依拠。

位に立つことが戦争勝利に必要なことから、先手を打つ必要がある。⑥国家間連合・同盟や一国の利益が優先される、というものである。また、劉華清が「局部戦争」に注目していたのは前章で述べた通りである。

「局部戦争」は1993年に中央軍事委員会拡大会議で江沢民が打ち出した「新時期軍事方針」においても言及され、この方針の中でハイテク条件下の「局部戦争」に対する準備を軍事闘争準備の基

点とすると規定された¹²²。これにより、「局部戦争」は戦略レベルにまで重要度が格上げされたと言ってよいだろう。

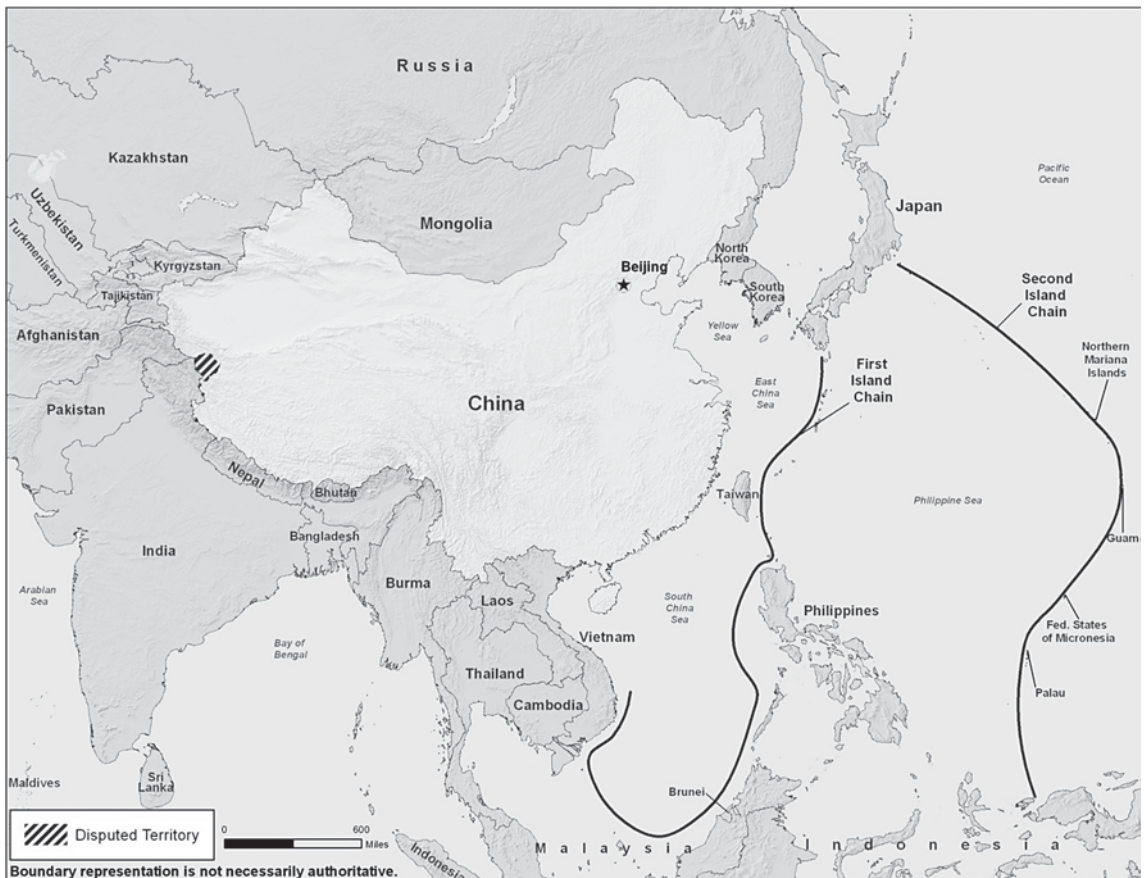
「局部戦争」に関する認識は、海軍の「近海防御戦略」と密接に関わっており、「近海防御戦略」を理解する上で重要な概念である。「局部戦争」概念の導入は、「近海防御戦略」をソ連への対抗というよりもより周辺国との紛争に備える意味合いのものへ変容させることになったと言え

る。また、前章でも触れたように80年代の段階で劉華清が「海洋權益」という言葉を用いていたことから、「近海防御戦略」がイデオロギー上の対立よりも領土・權益紛争を意識したものに変容したと見て取れる。

2-4-3 A2ADの強化

80年代半ば明確に規定された「近海防御戦略」において重要な概念が「列島線」である。なぜなら、「近海」の範囲とは「第一列島線」の内側に相当すると考えられるとされるからである¹²³。図表7に、「列島線」の概念図を掲載したい。

図表7：第一列島線と第二列島線の概念図



出典：Office of Department of Defense of the United States of America “Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2010”

「列島線」とは何か。上図の通り、「第一列島線」は日本列島から台湾、フィリピンにいたる島々を一つの線と見立てている。一方の「第二列島線」は日本列島より小笠原諸島、硫黄島、マリアナ諸島、グアムなどを一本の線で結んだものであり、前述の李杰によればその起源は第二次大戦後米軍が想定した防衛ラインに遡るという¹²⁴。これら二本の線に沿って米軍基地が設置されてい

る。「第二列島線」は元来戦時中の日本にとり東南アジアからの戦略物資の供給ラインおよび日本の防衛ラインであり、李杰は特に「第一列島線」は米軍対中封じ込めのために想定したラインであると主張する¹²⁵。

「近海防御戦略」を実行する上で鍵となるのが「列島線」である。劉華清は、海軍の活動領域を3つに区分し、まず第一列島線の内側をシー・コ

ントロール (sea control) 下に置き、続いて第一列島線と第二列島線の間をシー・デナIAL (sea denial) のエリアとした上で、それ以外の区域は海軍による偵察可能区域とすることを想定していたという¹²⁶。ここで言うシー・コントロールとは特定の場所を自由に利用し、敵の海洋使用を拒否することを意味する¹²⁷。中国においては、第一列島線内側の300万km²区域内の中国の排他的な海域使用を可能とすることになる。なお、劉は2000年までに第一列島線の内側を中国のコントロール下¹²⁸に置くことを目標と考えていたという¹²⁹。第一列島線が中国にとっての第一防衛ライン、第二列島線が第一列島線突破を阻止するための第二防衛ラインというわけである¹³⁰。こうした外部からの介入拒否を目指す戦略・戦術およびその遂行能力を、西側ではA2AD (anti-access/area-denial) と呼称される。なお、中国でA2ADという言葉は一般的には使用されない。

ここで、「近海防御戦略」と台湾問題との関係にも触れておきたい。前述の通り、台湾問題は中国にとって主権問題であり、統治の正統性に関わる問題である¹³¹。それゆえ、建国以来中国は一貫して兩岸の統一を主張している。近年は平和的統一を志向しているが、2005年に制定した「反国家分裂法」によると、問題解決のオプションとして武力行使の可能性を示唆している¹³²。

こうした事情から台湾問題は中国にとり妥協の難しい問題であるが、台湾重視の姿勢はその地政学的な位置づけにも原因がある。山内は中国の「海洋国土」は日本やフィリピンなどの島嶼国家に包囲されており、これらの国家と非友好的な状態になれば中国の海上交通に支障をきたすが、台湾を獲得した場合台湾を根拠地として活用できるようになると述べている¹³³。

また、トシ・ヨシハラとジェームズ・ホームズは上記の第三次台湾海峡危機が中国の海洋戦力整備の契機になったという見方を示している。彼らによれば、劉華清の唱導にも関わらず90年代半ばまでは中国が海洋戦力を拡大したとは言えない状態であったという。その理由として、90年代には

依然として陸軍に優先的に予算が回されていたこと、天安門事件にともなう経済制裁により、西側からの武器輸出が途絶えたことを挙げている¹³⁴。それが、第三次台湾海峡危機が発生した96年以降ようやく海軍力拡張を進めるようになり、96年から2006年にかけて能力が劇的に向上したという¹³⁵。

実際の戦力整備状況も概観しておきたい。1996年から2006年の間に駆逐艦が18から27隻に、フリゲート艦が36から44隻にまで増加しているという¹³⁶。更にこの10年でも艦艇数は増加傾向にあった。特に、水上艦艇で言えばミサイル駆逐艦ならびにミサイルフリゲート艦の増加が著しい¹³⁷。

潜水艦については、中国海軍では発足直後から潜水艦部隊に建設に力を入れていた。その理由としては、毛沢東は米国の脅威が海からやってくると考えたことから、海上封鎖や海上交通路の破壊任務として潜水艦が最適だったからである¹³⁸。原潜は攻撃型だけでなく弾道ミサイルを発射できる戦略原潜も存在しており¹³⁹、中国の核戦力の一翼を担う。また、通常潜水艦や攻撃型原潜も2000年代に数多く建造されている。加えて、中国は1996年にロシアより「ソブレメンヌイ」級潜水艦を購入している。同艦は、ソビエト時代に米国の空母をターゲットとして開発された対艦ミサイルを装備しているという¹⁴⁰。

質的にも、近代化が進んでいるとされる。たとえば、国産最新鋭の通常型潜水艦である「元」型は2006年の初就役以来12隻が就役している¹⁴¹が、静粛性に優れる他、酸素を予め蓄えておくことで従来よりも潜航時間の長期化に成功したという。また「中華版イージス」と呼ばれるような、防空能力を強化した「旅洋Ⅲ」型や、対潜能力を高めた「江滬 (ジャンダオ)」級コルベット¹⁴²などが近年増強されている¹⁴³。

図表8は、中国海軍の海上戦力である。

2-4-4 近年の傾向—さらなる遠洋化と非伝統安全保障への関心

「近海防御戦略」自体がそれ以前に比べ「より遠くへ」を目指しているものであるが、軍事科

図表8：人民解放軍の海上戦力

艦艇	約 870 隻、147 万トン
駆逐艦・フリゲート	約 70 隻
潜水艦	約 60 隻(この内原潜が 10 隻)
海兵隊	約 1 万人
空母	1 隻

出典: 防衛省『平成27 年度防衛白書』（ぎょうせい、2015年）、『世界の艦船』（海人社、第816集5月号、2015年）に基づき筆者作成

学院発行の『戦略学』によると、2004年以来海軍は胡錦濤の提唱に則り「近海防御」から「近海防御、遠海防衛」の戦略を進めているという¹⁴⁴。海軍の作戦区域をより遠方に拡大するということである。これは、国家の生存や発展に関わる利益が地理上より遠くに拡大するのに伴い、戦略的前線が近海から遠海に押し出されているという問題意識によるものである¹⁴⁵。そのためには、海軍をより遠洋型のものに転換するべきであることが主張されている。

胡錦濤が「近海防御、遠海防衛」を提唱した2004年、中国指導部は「新世紀新段階我軍歴史使命（新世紀の新たな歴史的使命）」という軍の基本的任務を策定したことを2010年の米国防総省のレポートは取り上げており、「使命」は軍に対し領土の境界を超えた中国のより広範な戦略的利益の確保を任務として付している¹⁴⁶。この「戦略的利益」は、一方で「非戦争型軍事行動」であり、他方で東シナ海や南シナ海などの国益確保を目指し、作戦範囲を拡大させるものであることを指す¹⁴⁷。ここから、「近海防御、遠海防衛」の提唱には、「使命」の策定が背景にあったことがうかがえる。

海軍の遠洋化路線は2009年の『解放軍報』でも取り上げられ、中国海軍の国際的地位向上のために重視されるべき領域の一つとして「近海と遠海の結合」が挙げられ、国益の広がりに従い中国海軍は「近海」と「遠海」双方を重視するべきであるという方針が打ち出される¹⁴⁸。2010年には『中国の国防』においても「遠洋訓練の常態化」がうたわれる¹⁴⁹。そして2015年発行の『中国の軍事戦

略（2015年版中国の国防）』において「近海防御、遠海防衛」が海軍の達成すべき戦略方針として明記される¹⁵⁰。以上のような、国益の地理的拡大に伴い海軍を「より遠く」に対応したものへ拡充させるべきであるという発想は、多くの「中国海権」論者の主張と軌を一にする。

遠洋化を果たすために充実させるべき装備として、『戦略学』では空母を中心とした大～中型の水上作戦艦隊、戦略原潜、攻撃原潜、通常型潜水艦、遠距離・多機能型海上作戦機、海上無人プラットフォーム、高性能対空・対海・対沿岸ミサイルを挙げている¹⁵¹。

前述で引用した土屋貴裕の研究でも指摘されている「非戦争的軍事任務」について、『戦略学』は海軍の担うべき任務に言及する。具体的には、海上調査、「維権¹⁵²」、海上軍事協力、海上対テロ活動、海賊取り締まり、救難支援などである¹⁵³。これらはいわゆる非伝統的安全保障に属するものであるが、国家の利益が海上に広がるにつれて非伝統面での安全保障上の脅威が海上において発生しているという認識によるものである¹⁵⁴。2008年には海賊対策としてソマリア沖・アデン湾に海軍が派遣されている。海洋における非伝統安全保障については、「中国海権」論者も関心を払っていたことを確認しておきたい。以上のように、海軍の遠洋化傾向と近年の非伝統面での安全保障問題への関心の高まりは軌を一にしており、海軍に絶好の「実地訓練」の場を提供していると言える。2015年『中国の軍事戦略』にも、「伝統的な安全保障の領域と新しい安全保障領域双方の

軍事闘争の準備を統一的に計画する」という記述や、「非戦争軍事行動の準備を組織化する」ために必要な能力の強化や政策策定推進への言及が見られる¹⁵⁵。こうした記述から、非伝統的安全保障は伝統的安全保障と同等の位置づけがなされていることが見出せる。

最後に、2015年の『中国の軍事戦略』に見られる一文を紹介しておきたい。

重陸軽海（陸を重んじ、海を軽んじる）の伝統的思考を突破し、海洋をガバナンスし、「海権」を擁護することを高度に重視しなければならない。国家の安全と発展の利益に適した現代的な海上軍事力体系を樹立し、戦略的交通路と海外利益の安全を擁護しなければならない¹⁵⁶。

こうした姿勢は「中国海権」論者の主張に合致しているだけでなく、中国の公的な文書に「海権」という言葉が明記されたという点で注目値する。「中国海権」論者の主張がはっきりと中国の政策文書に反映されたと言える。

2-5 「一帯一路」構想

2-5-1 「一帯一路」とは

いわゆる「一帯一路」構想についても触れておきたい。それは、習近平国家主席が2013年9月にカザフスタンで発表した「新シルクロードベルト地帯（一帯）」、続けて10月に発表した「21世紀海上シルクロード（一路）」構想の総称である¹⁵⁷。具体的には、前者が大陸経由で欧州に至り、後者は中国から海路経由で欧州に至る貿易圏を築くという構想である。「一帯」では鉄道網が、「一路」では港湾などのインフラが整備される予定である¹⁵⁸。

2015年3月の李克強首相による政府活動報告において「『2つのシルクロード』の建設、中国・パングラデッシュ・ミャンマー・インド間および中国パキスタン間の経済回廊建設をしっかりと進めていく」ということが提起された¹⁵⁹。「一路」について言えば、海上交通の促進や海上法執行能力の強化、海上安全公共財の提供などが、短期スパン

での課題として挙げられている¹⁶⁰。

「一帯一路」推進のために中国が果たすべき役割についても言及されている。中国は、同構想についてのプラットフォームとしての役割が求められており、リーダーシップを発揮し、政策を実施していくことが『海洋発展報告』では提起されている¹⁶¹。更に資金面においても、中国が中心的役割を担うとする。「アジアインフラ投資銀行（Asian Infrastructure Investment Bank: AIIBと呼称）」は習主席が「一帯一路構想」を発表した2013年の外遊中に創設を表明したものである。中国は1000億ドルの資金のうち、その半分を提供すると表明している¹⁶²。

2-5-2 「一帯一路」の背景

それでは、「一帯一路」を推進する背景は何か。中国側の公的見解を参照すると¹⁶³、①グローバル化に伴い、中国経済の対外依存増加に伴い発言権とともに責任が増大していること、②アジア太平洋地域において米国主導のTPPが推進され、中国は圧力を受けていると認識していること、③地政学上のリスクを軽減し、陸海両方におけるエネルギー供給ルートの安定を図ること、④一帯一路を通じた東アジア・東南アジアにおける周辺国との対立の解消を図ることが挙げられている。これら背景のうち、②の要因は興味深い。米国に組み込まれない、中国独自の経済圏を作り出そうという意図がうかがえるからである。

2-5-3 「海洋進出」として

こうした一連の構想を公式な政策レベルで推進されているという事実は、「海洋進出」の問題と関連して重要である。中国は、中東・アフリカにまで至る海上交通路の確保を重視している。そのためにインド洋沿岸諸国との友好関係の構築と、軍事基地の建設に力を入れてきた¹⁶⁴。こうした方針は「真珠の首飾り」戦略と称され、インドは自身に対する包囲網ととらえている¹⁶⁵。「一帯一路」構想はこれを公式に推進することを表明したものと解釈できる余地がある。もちろん軍事的なイン

ド洋の利用が明示されているわけではないが¹⁶⁶、近年の中国艦隊の遠洋への進出も勘案すれば、「一路」の軍事的利用の示唆と見ることができる¹⁶⁷。

最後に、「一带一路」構想に類する構想は中国人研究者の間でこれまで言及があったのではないかということを提起しておきたい。侯松岭と遲殿堂は、東南アジアと中央アジアはいずれも安全保障上、経済上重要な地域であると述べた上で、「新たなシルクロード」として両地域との貿易促進、交通の改善などを行うべきであることを主張している¹⁶⁸。「一带一路」構想はこうした考えを發展させ、米国への対抗という色合いを含みつつ二つの地域を欧州にまで至る貿易ルートとして開発を促進していくことを目指すという、極めて地政学的な戦略であると言える。

小結

80年代以降、中国当局は海洋権益の「擁護」を図る制度整備を推進するとともに、海軍力の拡張を進め、海洋への「進出」を進めてきた。「海洋権益」の定義や、『中国の国防』に「海権」が言及されたことなど、一連の当局の動きは「中国海権」論者の言説に一致する。第3章でも述べるように、こうした動きはここ数年個別の分野においても急速化しているが、その背景には中国が大国として自信をつけ、「アジア新安全観」や「一带一路」構想といった現行の国際秩序への挑戦を試みつつあることが挙げられる。また多様化する安全保障環境の下、海軍は非伝統安全保障分野においてもその運用に期待がされている。こうした外交安全保障政策の積極化（強硬化）が、安全保障の伝統的/非伝統的分野いずれにおいても海洋権益の「擁護」を求める「海権論」の主張を取り込む素地となっていると言える。

ただし、目標の達成度合いについては留保が必要である。確かに、質量ともに戦力の充実が図られているのは事実だが、2000年までに第一列島線の内側を中国のコントロール下に置くという劉華清の目標を、中国海軍は未だ達成できていない。具体的能力の点では、フリードバーグ（Aaron L.

Friedberg）は中国の防空、対潜水艦能力、偵察能力はなおも限定的と指摘している¹⁶⁹。「海権」を達成するという「意図」は当局にも専門家にも共有されているが、「能力」については依然課題が残るというのが実情であろう。

第3章 「中国海権」の事例研究

はじめに

本章では「海権論」の理論と実践をめぐる具体的な事例研究を行う。「海権論」は軍事、海洋の管理、経済といった中国の海洋に関する関心を広範にカバーする言説であると述べてきた。そうした諸論点を個別に検討し、「海権論」を中心とした諸言説と現実の間の相関関係を明らかにする必要がある。第1節では、2012年に初就役した空母の保有に至るまでの議論と事実の関係を分析する。第2節では海洋管理の観点から海上法執行機関をめぐる制度改革について中国国内での問題意識と、そうした問題意識がどのように制度改革に反映されたかを考察する。第3節は海洋の経済的利用という観点から、海洋資源開発についてどのように考えられてきたかを確認し、そうした考えの現れの一つとして、2014年に発生し、依然くすぶり続ける中越間オイルリグ設置問題を検討する。

3-1 空母をめぐる「海権論」からの主張と実践

3-1-1 空母の特質

まず、空母とは航空機を搭載して目標へと迅速に向かわせる移動式プラットフォームとしての役割を担う兵器である。特に、第二次大戦～戦後にかけて軍用機の性能が発達すると、戦艦に代わって艦隊の主力となっていく¹⁷⁰。このように空母は、「移動型の飛行場」として機動的に戦力を投射する能力に秀でている。空母の別な利点として、国家の意思を対外的に示すのが容易という点も挙げられる¹⁷¹。

一方で、空母にはデメリットも存在する。まず、建造コストの高さである。技術力、資金力が豊富な国家でなければ保有するのは難しい上、探

知されやすく脆弱性も高い¹⁷²。しかし、それでも必要とされる理由は空母の運用面での柔軟性にある。航空機を用いた多様な任務に対応することも可能である。たとえば、紛争や大規模災害への対応という、非伝統的な安全保障方面での活用が期待できる。

3-1-2 空母をめぐる論戦—「空母派」と「潜水艦派」の相克

2012年の就役に至るまで、どのような議論が展開されたのだろうか。議論の端緒は第2章でも見たように劉華清である。劉華清は空母の将来的保有に熱心であった。回顧録では、空母は攻守を兼ね備えた兵器であり、高い機動力を持つと主張する¹⁷³。現代の海上作戦においては航空機の支援が不可欠だが、沿岸の基地から航空機が動ける範囲よりも作戦区域が広範になった場合、空母なしでは空中からの支援という点で作戦上支障をきたすと訴える¹⁷⁴。また、コスト面から言っても、空母を持つだけで海上作戦遂行のための艦艇数をセーブでき、結局は安くつくのだと主張する¹⁷⁵。さらに劉は、上記に挙げた空母のシンボリック機能にも注目していた。彼によれば、空母とは総合国力の象徴で、海軍が海上での連合作戦を遂行する上でのコアになるものとし、空母の保有は海軍だけの問題ではなく、総合国力の観点および、国家全体の海洋戦略から考慮されるべき問題であると訴えた¹⁷⁶。もっとも劉は、彼が海軍司令員を務めた80年代の中国の経済力ではすぐに建造に取り掛かるのは困難という認識から、2000年前後をめどに保有することを考えていたという¹⁷⁷。

では、劉以降の論者の言説はどうか。劉華清が空母保有について公式の場で言及したのは、1986年であるが、2012年の就役まで相当なタイムラグが存在する。技術上、財政上の制約もあっただろうが、同時に空母保有に消極的な意見が存在していた。たとえば、1996年に次のような内容の論考が発表されている¹⁷⁸。「ハイテク技術条件下の局部戦争に勝利する」という解放軍の軍事コンセプトの下では、海軍の作戦領域は「近海」を中心と

することになる。拡張する「覇権主義」（文中からは米国と推測される）にとり最大の脅威となるのは沿岸国の潜水艦の存在であり、偵察力や情報力を重視する現在の軍事的条件下では隠密性の高い潜水艦が有用となるというのである。一方で、この論文は発見の容易さという空母の脆弱性を指摘する¹⁷⁹。原潜はじめ潜水艦を重視する立場の論考である。

潜水艦の優位を説く「潜水艦派」の海軍内部での意見はほとんど公表されていないが、師小芹は「空母派」が「潜水艦派」に加えた反論から読み解くという形で「潜水艦派」の言説を紹介する。師によると、「潜水艦派」は空母が中国の「防衛的」国防政策にそぐわず、技術的にも潜水艦の方が安価でかつ敵に脅威を与えることができると主張する¹⁸⁰。また、中国海軍は外国勢力に備えるにあたり対水上戦闘と一定の対陸攻撃能力を持つような潜水艦を整備すればよく、米国との関係においても空母よりも中国の「防衛的性格」をアピールできると主張する論文も存在する¹⁸¹。

一方の「空母派」は大国のシンボルとしての空母の役割を重視し、コストの面から言っても経済的視点から見るのは近視眼的で、空母の政治的・安全保障的な意義は深いと「潜水艦派」を批判する¹⁸²。

他方、「折衷派」の議論も存在する。すなわち、空母も潜水艦（特に原潜）もそれぞれに長所があるという考えである¹⁸³。空母の長所とは運用上の柔軟性とシンボル性であり、潜水艦の長所とは隠密性であり、双方の長所を組み合わせることの重要性を説く¹⁸⁴。いずれにしても、師は2007年、『中国軍事百科全書』にて「多用途の原潜と空母は制海権獲得のための主要な戦力である」と明記されたと述べている¹⁸⁵。2000年代後半には、軍内部で空母の重要性が確認されたということであろう。

そのほか、張文木は空母の本質とは国家の作戦力であって単なる海軍力以上のものであると述べている¹⁸⁶。また、空母保有後に発表されたものだが、空母の運用について政治的側面を重視する議

論がある。曰く、中国が空母を保有すれば東アジアに非伝統面での安全を提供できるようになり、アジア太平洋地域で大国としての義務を果たしうるのである¹⁸⁷。このような視点は前述の「アジア新安全観」とも重なる点で興味深い。

3-1-3 考察

空母を重視する論者は空母に何を求めているのか。第一には大国としての国威発揚である。第二に、柔軟な作戦基地としての役割である。決して米国に対抗するというものではない。それでは、当局はどのように考えているのか。前章でも見たように、中国海軍は遠洋化志向を強めている。自国民救出任務など非伝統安全保障分野への関心もこの文脈でとらえることができる。

ここで、疑問が一つ残る。なぜ「空母派」は「潜水艦派」に「勝利」したのだろうか。第一の理由としては、90年代以降の急速な中国経済の発展がハード面の課題をクリアしたということだろう。第二に、塩沢栄一が述べるように、劉華清の影響力である。劉の主張と後の軍人たちの一連の主張と比べてみれば、劉の影響力が相当なものであったということである¹⁸⁸。もう一点は、中国の利益認識の変化と思われる。前述のように、2006年頃より中国指導部の発言で「主権・安全」が頻出するようになり、「中国海権」論者も2000年代以降「近海」を超えた中国の海外利益擁護を訴えるようになっていく。経済発展とともに中国の利益が拡張し、それを力で「擁護」するべしという発想が「中国海権」論者はじめ学术界・当局に強いことが空母建造を促進させた要因ではないかと考えられる。

なお、米国の研究では中国の空母保有は人道支援など非軍事面での活用や外交力の強化という可能性を有するものの米軍に対抗するのは困難としつつ¹⁸⁹、対空、対潜、対艦能力は依然不十分で、空母の脆弱性を補う支援艦隊の構築には莫大なコストを要すると評価されている¹⁹⁰。

3-2 「維権」の強化—中国海警局の設立

現在の海洋空間は、資源開発の空間としても重要であり、「中国海権」論者も海洋空間を管理することの重要性を訴えていたことは第1章で触れた通りである。それゆえ、海洋管理を担う海上法執行機関は「海洋権益擁護活動」（「維権」活動と略称）をめぐるアクターとして重要である。その理由は、第一に海上の治安を担う立場にあるという点にある。治安維持のためのパトロールを実施していれば、その海域を実効支配できているというアピールにもつながる他、密輸やテロリズムの取締にも活躍が期待されている¹⁹¹。第二に、後述のように海上法執行機関を前面に立てることは紛争をさほど激化させない効果がある。実際に、海軍を前面に押し出せば中国脅威論の口実に使われてしまうと、中国の研究者は指摘している¹⁹²。その意味で、警察的機構である海上法執行機関は「維権」活動に有用である。

以上の前提から、本節では「維権」を強化するために2013年に実施された中国における海上法執行機関の統合をめぐる議論と事実関係を概観し、将来の展望も含めて考察する。

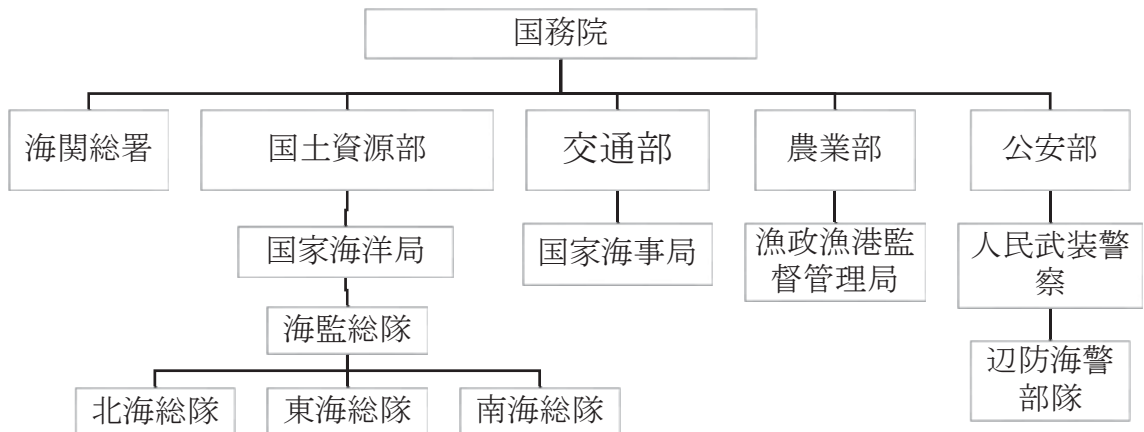
3-2-1 2013年までの中国海上法執行体制

2013年以前の中国における海上法執行機関の大きな特徴は、分散的であったということである。主要な機関は5つあり、「五匹の龍」と呼ばれていた。すなわち、国家海洋局/中国海監総隊、国家海事局、漁政漁港监督管理局、中国海関（税関）総署、海上警察総隊の5つである。各機関の所属は図表9の通りである。

3-2-2 「五匹の龍」の統合

上記のような分散的な法執行体制には、以前から批判があった。第1章でも紹介したように、批判の論点としては運用の非効率性、職掌の重複性である。前述の金永明は、機関の分断性と権利義務の不明瞭さを批判し、海洋問題に関する総合的な事務機関の創設を主張している¹⁹³。逆に、海上執行機関の統合から生まれるメリットについて、

図表9：2013年までの中国海洋法執行体制



出典：海洋政策研究財団編『中国の海洋政策と法制に関する研究』（2006年）、Lyle J. Goldstein, “Five Dragon Stirring up the Sea: Challenge and Opportunity in China’s Improving Maritime Enforcement Capabilities” China Maritime Studies No.5, Newport, RI: China Maritime Studies Institute, April 2010 より作成

ゴールドステイン（Lyle J. Goldstein）が紹介する中国人研究者は、「海上法執行機関の統合は、海洋紛争での柔軟性を高め、台湾の分離主義者に圧力をかけることができる。そして、（機関の統合は）21世紀初頭の国家の戦略的機会にダメージを与えることはない」と指摘し¹⁹⁴、法執行機関の柔軟性とその運用上の安全性に言及している。

しかし、機構改革実施には時間がかかった。その理由として増田雅之は各部門間の利害調整の困難さを指摘し、こうした傾向は2012年11月開催の18回党大会より変化を見せると主張している¹⁹⁵。党大会決議にて、「海洋強国の建設」という文言が挿入される。そして、2013年3月の全人代にて海上法執行機関に関する組織改革が決定され¹⁹⁶、同年7月22日新組織が正式に成立した。

この組織改革の概要は、第一に「国家海洋局/中国海警局」と二つの名称を持つ新組織は海事局の担う海洋交通の安全管理・救難活動以外の海上法執行業務全てを掌握することになる。第二に、新海洋局は海洋政策の立案を担い、国土資源部から監督を受ける一方、中国海警局は公安部の業務指導を受けるという。このように、国家海洋局/中国海警局は国土資源部と公安部による二元指導体制をとる。ところで、海洋局の下に執行機関を一元化すべきという言説があったことを第1章で紹介

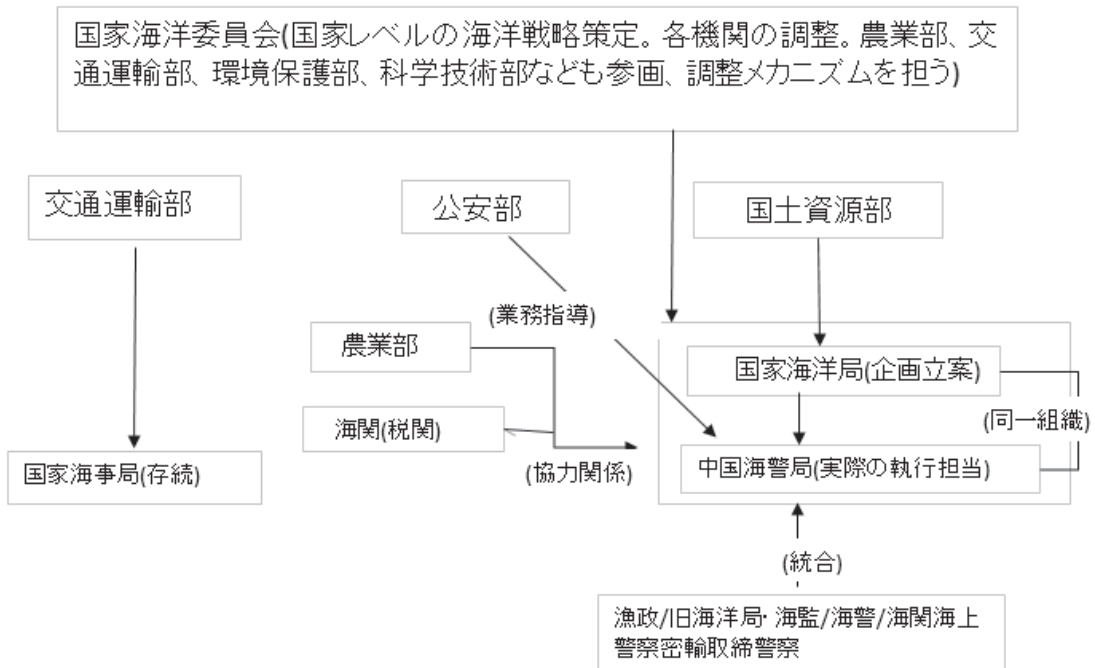
したが、新組織において公安部の影響力が強まったのは増田の指摘と併せて考えると両者の間での調整の結果かもしれない。第三に、ハイレベルな調整機関である「国家海洋委員会」の創設である。中国側の研究によると、同委員会は部長級・委員会主任級（つまり閣僚級）および実務機関責任者の会合機関であり、事務機関ではないという¹⁹⁷。再編後の海上法執行機関の組織は、図表10の通りである。

3-2-3 考察

組織再編で「維権」活動はこの2、3年ほどでいかに変化したか。実際は、船舶の大半が旧機関の使いまわしで根拠法令にも変化が見られない¹⁹⁸。また、前述の二元指導体制を「二龍」と揶揄する論評も見られる¹⁹⁹。こうした状況に対して、海洋基本法を制定し、条文に海警局の武力使用に関する授權規定を文言に盛り込もうという主張が見られる²⁰⁰。

「二龍体制」のように、再編後の組織は論者の描いていた姿とは乖離したものと言える。しかし、能力向上の萌芽も見られる。2014年後半には新船舶が就役するとともに²⁰¹、海軍を退役した艦艇を海警局の船舶と再就役させているという²⁰²。何より、長期的には組織の統合を通じ資源の集中

図表10：国家海洋局/中国海警局体制（2013年7月～）



出典：防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート 2013』（防衛省、2014年）、国家海洋局海洋発展戦略研究所課題組『中国海洋発展報告 2014』（北京：海洋出版社、2014年）を基に筆者作成

的配分が可能となりうる²⁰³。

海警局の成立には将来的に見て、2つの含意がある。第一に、中国の海上法執行機関の「准軍事化」（paramilitarization）である²⁰⁴。旧海洋局（海監）や漁政といった逮捕権を有さない行政的組織と准軍事的機関であった「旧」海警局の統合は「新」海警局を「第二海軍」のような性格にするというマリソン（Ryan D. Marinson）は主張する²⁰⁵。中国においても、海警局は「海洋の准軍事組織」の役割を担うべきであるという主張が存在しており²⁰⁶、『中国の武装力の多様化される運用（2013年中国の国防）』においても旧海上警察も傘下に入っていた公安部辺防部隊を「武装執法力量」として位置付けている²⁰⁷。海警局が公安部の業務指導を受けることを考えれば、こうした位置付けは海警局にも受け継がれるであろう。

第二の含意は中国の海洋における現状変更行動に対する「手の出しにくさ」が増すということである。中国が法執行機関を前面に立てた行動に対して周辺国はエスカレーションをおそれるあまり

に海軍を出動せにくくなるという分析もされている²⁰⁸。しかしながら、周辺国の保有する海上法執行機関は中国に対抗するには日本を除けば不十分と言える²⁰⁹。米国も海上法執行機関が相手とあっては中国の行動を侵略と認定して軍事的に反撃するのが難しくなる。後述する2014年の中越衝突事件でも中国は海警局の船舶を大量に出動させており、「准軍事」的な機関を前面に立てた「維権」活動の実践を積み上げつつある。課題は依然多いが、海警局の成立は「中国海権」論者が求めていた、機関統合による法執行力強化以上の可能性を秘めているかもしれない。

3-3 「海洋国土」の支配—「海洋石油981」の設置をめぐる

近年東アジア周辺の海域が国家間競争の場として注目される理由としては、やはり石油や天然ガス埋蔵が見込まれているからであろう。それゆえ、そうした問題は中国とその周辺国との間で対立を惹起する。一方で、係争地でありながらも資

源開発を実施するということは経済的利益の獲得もさることながら当該海域を実効支配しているという意思の表れにもなる。

3-3-1 中国国内の議論と政策策定

第1章で紹介したように、「中国海権」論者は経済開発の場として海洋を重視している。たとえば王立東は、中国は1993年以来石油輸入国に転じており、内陸部の石油だけでは国内需要をまかなうことはできないと指摘した上で、海洋に眠る石油・天然ガスの重要性を説く²¹⁰。

前章で紹介したように、中国は様々な海洋関係法令ならびに政策文書を策定してきた。特に2010年代に入ると、党大会レベルで言及され、五カ年計画においても重要な位置付けが与えられてきた。2014年の『中国海洋発展報告』においても、海洋石油・ガス発展の方向性として、「①探査能力を向上させ、着実にガス・油田の資源開発を進め、渤海、東シナ海、南シナ海などでの採掘率を引き上げること、②探査～開発までのプロセスに対する監督とリスクコントロールを強化すること」が述べられている²¹¹。

3-3-2 中越の衝突

2014年の事件はこうした中国当局の「海洋強国」路線という背景の下発生した。概要は以下の通りである。2014年5月2日、中国とベトナム双方がEEZとCZの権益を主張する西沙諸島（英：Paracel Islands）近海で発生した²¹²。中国はこの海域に海上油ガス田掘削に用いるオイルリグ、「海洋石油981」を設置し、掘削を開始した²¹³。同時に、中国は海軍艦艇を含む80隻の船舶を周辺に派遣し、ベトナム側と対峙する。中越間の緊張は極度に高まり、中国側のベトナム船舶に対する放水攻撃にまでエスカレートする。「海洋石油981」は2015年7月に一旦海域を離れるも、8月になるとよりベトナムに近い海域で操業を再開していると報じられている²¹⁴。

3-3-3 考察

なぜ中国は係争地での掘削を実施したのだろうか。一つには2000年代後半からの南シナ海への積極（強硬）姿勢の表れだろう。また、2012～2013年より強化されている海洋資源の積極開発の姿勢の表れでもあると思われる。2014年の『中国海洋発展報告』では「海洋資源開発の能力を高める」という部分が3章分割り当てられている²¹⁵。同報告は、「2013年、中国の海洋科学技術はキー領域における重大な突破を得、海洋資源の開発能力は顕著に向上している」と指摘しており、「海洋石油981」の運用はその表れであると言えるだろう。このように、海洋を実際に開発する能力は一定程度向上している。

最後に、南シナ海の領有権紛争について図表11を掲載する。

小結

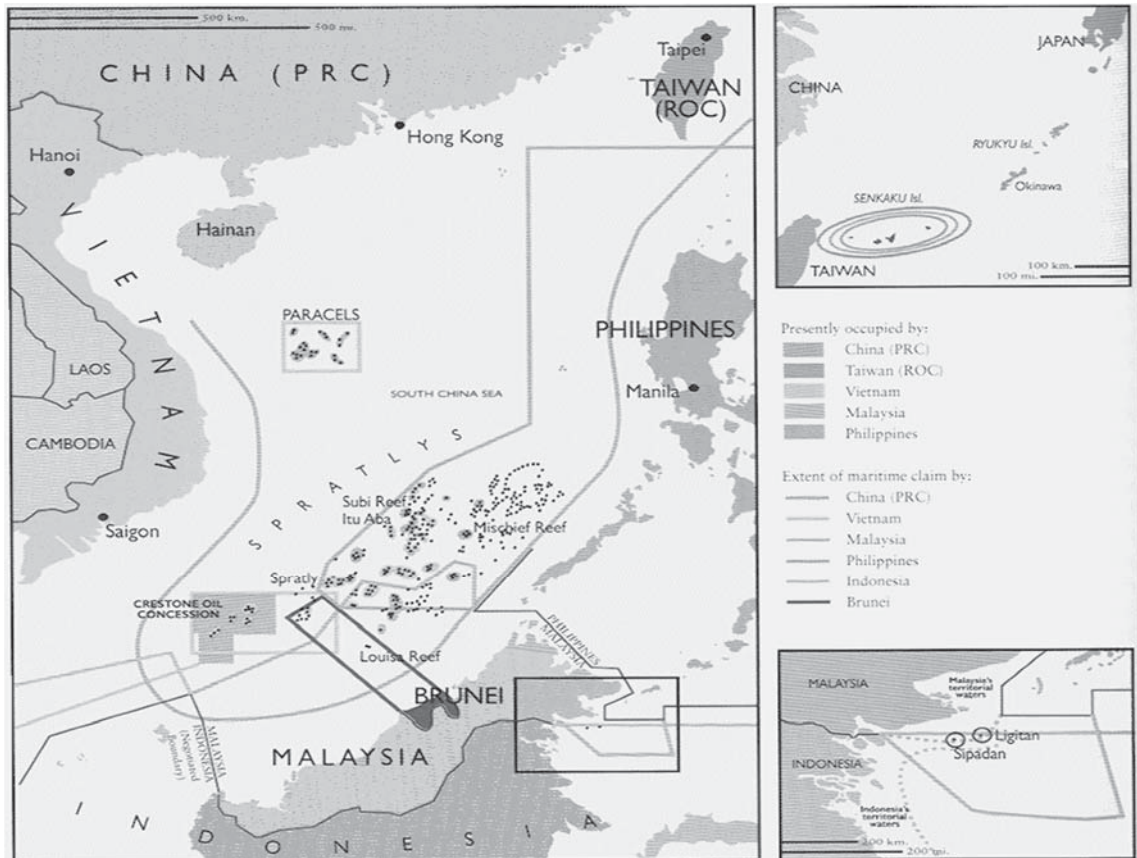
以上のように、「中国海権」論者の主張は2010年代になって具体的に結実しつつある。中国の技術力や財政力が向上したのはもちろん重要な要因だが、2012年の18回党大会に見られるように国家指針レベルで海洋への重要性が認識されていることも大きいだろう。「海洋強国」路線というのは「生態文明」の項目での言及だが、一連の動きを見ればこの路線は経済問題だけでなく安全保障問題にも波及していると見て取れる。

終章

全体のまとめ

第1章では、中国のいわゆる「海権論」の言説傾向を整理した。全体的な言説傾向としては「重陸軽海」の伝統のために中国が列強に侵略されたと、過去の歴史を批判しつつ、国際法が授權する海洋の権益は力によって「擁護」されなければならないと主張し、強力な海軍力保有を説く。こうした軍事力強化を含めた「海権」の強化は祖国の統一とセットであるため、「防御的」な性格になるのだと、「中国海権」論者は正当化する。「擁

図表11：南シナ海問題 各国の領有権主張



出典：Global Security.org

(<http://www.globalsecurity.org/jhtml/jframe.html#http://www.globalsecurity.org/military/world/war/images/southchina-sea-claims2.gif>)(2016/01/02 閲覧)

護すべき「権利」とその手段としての「権力」という、2つの「権」の交錯が「中国海権」論の持つ危うい含意である。更に、マハン理論の中核にあたる制海権と海上交通路に関する議論、海洋管理に関する考えも紹介した。また非伝統安全保障について「中国海権」論者の関心が高いことも指摘した。一方で、「陸権」を重視する論者にも言及した。

第2章では、中国当局の戦略・行動を紹介した。中国政府は近年「海洋権益の擁護」の方針を強く押し出し、その姿勢は近年の外交安全保障政策の積極化を背景により活発化している。また、海軍はA2AD能力を拡充しつつ、遠洋化の傾向を強化している。また2015年には国防白書において「海権」を強化するという文言が挿入されたことを指

摘した。続けて「一带一路」構想も紹介した。

「一带一路」は米国への対抗という意味合いも有する中国の地政学的戦略であるが、海においては軍事的色彩も帯びる可能性を指摘した。

第3章では「海権論」をめぐる事例研究を行った。第1節では空母をめぐる論争を紹介した。「空母派」勝利の理由として、技術や資金の充実の他国威発揚の意識が劉華清や後続の軍人、そして「中国海権」論者に共有されていたこと、空母の運用面での柔軟性が注目されていることを述べた。第2節では「維権」の担い手たる海上法執行機関の統合に言及した。同節では、従来の「五匹の龍」体制は中国人研究者から批判を受けていたことを紹介し、時間はかかったものの彼らの主張していた海上執行機関の統合は実現した。新組織の

運用面に関する課題は多いものの、長期的には論者が主張していた強力な「維権」力になりうることを指摘した。第3節では、2012年以降の「海洋強国の建設」が公式に推進される事項となって以来海洋資源開発が加速しており、その一例としてオイルリグの運用を挙げた。総じて、2010年代に入り「中国海権」論者の主張は結実しつつある。

全体をまとめると、次の通りである。第一に、中国（人）は海軍力の強化、海洋管理ないし支配、海洋経済の開発など海洋に対し幅広い利益認識を有しており、自身が考える海洋権益を力で「擁護」ないし「回復」という姿勢を示している。問題は、中国の考える権益と他国の考えるもの権益との間には争いがあり、どんなに正当化しても周辺国からの警戒感を免れないということである。第二に、中国当局の行動は上記の認識に根差したものであり、中国の学術界では「海権論」という言説で表明される。すなわち、「中国の海洋進出」とは「海権」言説に裏付けられた行動とすることができる。第三に、「中国の海洋進出」は中国の大国化に伴って急速に顕在化している。その動きは現行の国際秩序変更を求める対外政策と平行であることから、「海権論」に見られる強硬な言説を当局も受容しやすくなっていると見るができるということである。

以上の分析について3つの含意を導出できる。第一に、本稿では公開の文献のみを資料に使用したので、どこの所属の誰が中国の海洋戦略・政策にどれだけ影響があるのかといった、細かい因果関係を導き出すことはできなかった。しかし、海洋問題に関する理論と実践の間には一定の相関関係はあることは示せた。

第二に、資料制約の関係から理論と実践の「順序」は明確にはできなかった。もちろん、中国の政治体制を考慮すると政府の意向から全く自由な研究を行うのは難しいし、できたとしても影響力はないだろう。海軍司令員であった劉華清のアイデアから「中国海権」論者は影響を受けているのは第1章でも見た通りであり、これは当局の意向に沿った研究がなされていることの所作と言える。

逆に、空母保有や海上法執行機関の統合など、「中国海権」論者やそれに類する言説が一定当局を後押ししたと言える事例もある。少なくとも、第2章で論じたように現実の中国の外交安全保障政策には「海権」の理論を受け入れる素地があると言える。

第三に、海洋問題の場合「中国海権」やそれに類した言説が唱えられ、政策提言がなされても実際に反映されるには時間がかかるということである。第3章で言及した海上法執行機関の統合が好例である。このように、研究者が政策形成に一定の影響を与えうるということと、政府内部での利害調整が難しいということは、いずれも中国が「断片化された権威主義」体制であることを示していると言える。

「中国の海洋進出」の展望

中国の海洋問題は台湾・尖閣諸島・南沙諸島などをめぐる領土問題でもある。学術界も当局も基本的にはアナーキーな国際政治観に立脚していることもあり、「近海」を確保するという、紛争を伴う目標を容易に取り下げられる可能性は低い。これまでの中国と異なり、現在の共産党体制の下では海洋は経済的にも、安全保障的にも重視されている。そうした認識の前提には第2章でも述べたように大陸部の安定があるが、多発する内陸部の暴動、チベットやウイグルの不安定な情勢と大陸部も実際には予断を許さない状況である。内陸部が不安定化した場合、声高に「中国海権」論が掲げられようと、現行以上の海洋進出は難しくなるのではないだろうか。

海洋に進出する場合、米国との関わりは重要である。中国当局も学術関係者も正面から米国と戦う意図はない。米国のプレゼンスを軍事的に「拒否」するのがA2ADであり、政治経済的には「一帯一路」や「アジア新安全観」なのだろう。しかし米国は「リバランス」を打ち出して中国の動きを牽制しようとしている。また、日本は「平和安全保障法制」を成立させたばかりである。今後の推移を見守る必要はあるが、こうした措置は中国

の独自の主張に基づく「海洋権益の擁護」への抑止となりうるだろう。

海洋問題について、将来的に目を向けられる必要のある地域がある。北極海である。近年、地球温暖化の影響で北極海の水が溶け、資源問題や安全保障問題の観点から注目が集まっている²¹⁶。中国もまた、北極海に関心を有しているようである²¹⁷。記事は北極地区には世界全体の40%にあたる石油と天然ガスが埋蔵されていることを伝えている。中国が北極海進出への姿勢を積極化させた場合、「中国の海洋進出」というテーマにおいても今後注目が必要である。

いずれにせよ、中国は政治的・経済的・軍事的な大国であり、日本は好もうと好まざろうと「関わり」続けねばならない隣人である。そのためには、その行動だけでなく背景の意図にも注目する必要がある。今後も中国の動向に注目していきたいということで、本稿を結びたい。

¹ 2015年版の『防衛白書』では、「力を背景とした現状変更の試みなど、高圧的とも言える対応を継続させ」といった記述が見られる。防衛省『平成27年版 防衛白書』（ぎょうせい、2015年）、50頁。

² 「2002年中国的国防」中華人民共和國國防部網站（http://www.mod.gov.cn/affair/2011-01/06content_4249946_2.htm 2015年9月29日閲覧）。

³ 寺島紘士「海洋政策が海洋空間の秩序形成に及ぼす作用」栗林忠男＝秋山昌廣『海の国際秩序と海洋政策』（東信堂、2006年）、58頁。また毛利亜樹は中国も新興国の立場から1975年の第三回国連海洋法会議で「旧海洋法の徹底的改変」を表明し、海洋先進国の公海利用を制限し、他国の公海上での軍事利用制限を志向していたと述べている。毛利亜樹「法による権力政治 現代海洋法秩序の展開と中国」日本国際問題研究所『平成22年中国研究会』（2011）63-77頁、67頁（<http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/>

[h22_Chugoku_kenkyukai/06_Chapter6.pdf](http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h22_Chugoku_kenkyukai/06_Chapter6.pdf) 2012/09/28取得）。

⁴ 飯田将史『海洋へ膨張する中国 強硬化する共産党と人民解放軍』（角川SSC新書、2013年）、166-167頁。

⁵ The White House, “National Security Strategy”, 2015, p.13. ただし、米国はUNLOSを批准していない。

⁶ なお、中国語には「海洋進出」という固有名詞は存在しない。ただし、海へ出て行こうという言葉として、「走向海洋」という言い方がなされることがある。たとえば、張文木「制海権は国家興衰關鍵 中国必須走向海洋」『環球時報』2007年1月15日、など。

⁷ 防衛省『平成26年版 防衛白書』（ぎょうせい、2014年）、39頁。

⁸ 防衛省防衛研究所『中国安全保障レポート 2011』（防衛省、2012年）、6頁。

⁹ 「非伝統安全保障」は、テロや海賊のような越境型の犯罪から国家の破綻から生じる様々な問題など幅広く取り上げられる分野である。また、脅威の主体と対象がいずれも国家とは限らないのが、非伝統的安全保障の特徴である。中西寛＝石田淳＝田所昌幸『国際政治学』（有斐閣、2013年）、232-300頁。

¹⁰ 代表的な著作としては、『甦る中国海軍』（勁草書房、1991年）、『中国の海洋戦略』（勁草書房、1993年）、『中国の戦略的海洋進出』（勁草書房、2002年）などがある。

¹¹ それらを論じた研究として、『中国のアジア外交』（東京大学出版会、2013年）、「海洋主権」毛里和子＝園田茂人『中国問題 キーワードで読み解く』（東京大学出版会、2012年）、177-202頁がある。

¹² 毛里和子も、近年の中国の政策形成過程は「断片化された権威主義」の様相を呈していると論じている。毛里和子『現代中国政治 グローバルパワーの肖像 第三版』（名古屋大学出版会、2012年）、226頁。なお、様々なアクターが中国の対外政策に関与している様相を描いた研究と

しては、リンダ・ヤーコブソン、ディーン・ノックス原著 辻康吾訳 岡部達味監修『中国の新しい対外政策—誰がどのように決定しているのか』（岩波現代文庫、2011年）を参照。

¹³ 青山瑠妙「海洋主権と中国の政策」『学術研究（人文科学・社会科学編）』第60号（2012a）、267-287頁、269頁。

¹⁴ 川中敬一「海洋をめぐる中国の戦略構造」海洋政策研究財団『中国の海洋進出 混迷の東アジア海洋圏と各国対応』（成山堂書店、2013年）、105-164頁。

¹⁵ なお、「天下」とは近代以前の中国中心の東アジアの秩序のことである。もちろん、このような前近代的な理念が実際には現実離れしているのは今日の中国知識人も認めるところであるが、文化的な価値観の保持という点で残存し続けているという。同掲論文、130-133頁。

¹⁶ 同掲論文、117-118頁。

¹⁷ 同掲論文、160頁。

¹⁸ 同掲論文、126、155、160頁。

¹⁹ Robert S Ross, "China's Naval Nationalism Sources, Prospect, and the U.S. Response" *International Security*, Vol.34, No.2, 2009, pp.46-81.

²⁰ Ibid. p.55.

²¹ Ibid.p.58.

²² Ibid.p.65.

²³ Ibid.

²⁴ Bernard D Cole, "Great Wall at Sea: China's Navy in the Twenty-First Century" second edition Annapolis, MD :Naval Institute Press, 2010, James R. Holmes and Toshi Yoshihara, "Chinese Naval Strategy in the 21st Century: The turn to Mahan" London and New York: Routledge, 2008, Toshi Yoshihara and James R Holmes, "Red Star Over the Pacific: China's Rise and the Challenge to U.S. Maritime Strategy" Annapolis, MD: Naval Institute Press, 2010 などが挙げられる。

²⁵ Yoshihara and Holmes, ibid, pp.14-43.

²⁶ Ibid. pp.24-30.

²⁷ Ibid. pp.24-25.

²⁸ Ibid.pp.28-29.

²⁹ Ibid. pp.30-43.

³⁰ Ibid. p.42.

³¹ 川島真「中国外交の歴史」川島真編『中国の外交 自己認識と課題』（山川出版社、2007年）、9-34頁、9頁、21-22頁。川島は、こうした中国イメージはオリエンタリズム的な偏見が入り込む可能性があるとして批判的に見ている。同掲論文。

³² 青山瑠妙「中国のシンクタンクと対外政策」『国際問題』No.575（2008年10月）、14-25頁。

³³ それぞれ劉華清『劉華清回憶録』（北京:解放軍出版社、2007年）、『劉華清軍事文選（上下巻分冊）』（北京: 解放軍出版社2008年）。『文選』は過去に各種媒体で発表された劉の著作をまとめた論文集であり、それぞれに元の出典も表記されている。『文選』から引用する場合、最初の発表時期・媒体も出典に含めるものとする。なお、引用の際は回顧録を『回憶録』、軍事文選は『軍事文選上（下）』と表記する。

³⁴ 「中国海権」と呼称するのは、中国の論者の多くが「中国の」海権と、彼らの言う西側の「海権」とを比べた時の独自性を主張するからである。なお、中国ではマハンの主要著作である "*The Influence of Sea Power upon History, 1660-1783 Little*", Brown and Company 1890を「海権論」というタイトルで訳している。当然、同書の中国語訳は公刊されており、比較的参照されることが多いと思われるのは、馬漢（マハンの中国語表記）著、蕭偉中・梅然訳『海権論』（北京：中国言実出版社、1997年）。

³⁵ Xuanli Liao, "Chinese Foreign Policy Think Tank and China's Policy toward Japan" HongKong: the Chinese University Press, 2006, p.98.

³⁶ 薛瀾・朱旭峰「“中国思想庫”：内涵、分類与研究展望」『科学学研究』第24巻第3期、2006年6月、321-327頁、323頁。元の出典はShai-

ming-Chen, Shaun Breslin “Think Tanks and Beijing’s Policy Process” Paper presented at the 2nd Annual Global Development Network Conference, Tokyo Japan 2000.

³⁷ 薛・朱 (2006)、前掲注 (注36)、323頁。

³⁸ こうした媒体をいくつか紹介しておきたい。解放軍で言えば、直属シンクタンクである「中国軍事科学院」が発行する『中国軍事科学』や傘下の出版社である軍事科学出版社、将校養成機関である国防大学傘下の出版社である国防大学出版社が挙げられる。『解放軍報』は軍の機関紙である。国家海洋局も情報発信を盛んにしており、傘下の組織が『太平洋学報』を発行しているほか、『中国海洋報』という機関紙を有する。また、国务院直属の「中国社会科学院」は対外関係においては非常に有力なシンクタンクであり、『世界政治与経済』などのジャーナルを発行する。

³⁹ 麻田貞雄編・訳『マハン権力論集』（講談社学術文庫、2010年）、23頁。本稿では麻田訳を中心に参照していくものとする。

⁴⁰ 同掲書、66頁。

⁴¹ 注意したいのは、これは日本語の訳ということである。後述のように、「海権」ないし「海上権力」は「中国海権」論者の間では微妙に異なる定義がなされることがある。麻田は「シーパワー」を「海上権力」と訳しているが、本稿では「海権」との混同を避けるため、「海上権力」と麻田が訳する概念を「シーパワー」とカタカナ表記する。「中国海権論」の言説整理を行う箇所にて、再度両者の大まかな定義を確認したい。

⁴² 同掲書、67頁。

⁴³ 同掲書、24頁。「連鎖」という表現は麻田のものである。

⁴⁴ 同掲書、70頁。

⁴⁵ 同掲書、23-24頁、70-92頁。

⁴⁶ 山内敏秀編著『戦略論体系 ⑤マハン』（芙蓉書房出版、2002年）、301頁。

⁴⁷ 同掲書、302頁。

⁴⁸ たとえば、前述のシーパワーの6つの要素のうち、「地理的位置」についてマハンは陸上国境の防衛の必要性や、逆に陸上への拡張の誘惑に駆られることがなく、それゆえに進出の目標を海にのみ集中できるという点で、英国はフランスよりも海洋国としての立場を優位にできたと述べている。麻田 (2010)、前掲注 (39)、70-73頁。

⁴⁹ 初出は1986年4月に国防大学で報告した、「海軍戦略と未来海上作戦」というスピーチ。『軍事文選 (上)』、前掲注 (33)、465頁。

⁵⁰ 「海軍首長機関単方一級図上演習総括会」における劉のスピーチを文章化したもの。『軍事文選 (上)』、前掲注 (33)、409-412頁。

⁵¹ 1982年に国連にてUNCLOSが採択されている。なお、中国が批准するのは1996年である。

⁵² 毛沢東の軍事思想である「積極的防御」に基づくものとする記述が見られる。『軍事文選 (上)』、前掲注 (33)、412頁。

⁵³ 『回憶録』、前掲注 (33)、437-439頁。

⁵⁴ 列島線概念については、第2章にて改めて詳述したい。

⁵⁵ 局部戦争も「中国の海洋進出」を理解する上で重要な概念であるが、これについても第2章で詳述したい。

⁵⁶ 『回憶録』、前掲注 (33)、438頁。

⁵⁷ 『回顧録』、前掲注 (33)、432-433頁。

⁵⁸ 1986年の段階で空母について言及しており、「防御」のための空母保有の必要性を訴えている。『軍事文選 (上)』、前掲注 (33)、473頁。『軍事文選』における掲載論文は、前掲注 (49) に同じ。

⁵⁹ 『回憶録』、前掲注 (33)、477頁。

⁶⁰ 『回顧録』、前掲注 (33)、474頁。

⁶¹ 『回顧録』、前掲注 (33)、514頁。

⁶² 初出は「堅定不移地沿着建設有中国特色現代化軍隊的道路前進」『求是』1993年第15期。本稿での出典は『軍事文選 (下)』、前掲注 (33)、263-278頁。

⁶³ 史滇生「中国近代海防思想論綱」『軍事歴

史研究』1996年第2期、98-108頁。検索エンジン、百度によれば『軍事歴史研究は』元々「空軍政治学院」の発行する雑誌で、現在は「南京政治学院」で発行されているという。また、対象読者は軍人を想定しているという。「軍事歴史研究」百度 (<http://baike.baidu.com/subview/14436029/15034964.htm>) (2015/12/22閲覧)。このほか、時平「孫中山海権思想研究」『海洋開発与管理』1998年第1期、77-80頁、皮明勇「海権論与清末清代海軍建設理論」『近代史研究』1994年第2期、37-47頁なども史と同様の問題意識、論調である。

⁶⁴ 「甲午戦争百年祭」『解放軍報』1994年7月15日。

⁶⁵ 張曉林・劉一建「馬漢与『海上力量对歴史的影響』」『軍事歴史研究』1995年第3期、121-134頁。清末当時、シーパワーを「海権」と訳す中国人学者がいたことを指摘している。125頁。なお二人の著者は海軍に所属する研究者である。

⁶⁶ 同掲論文。

⁶⁷ 同掲論文、131頁。

⁶⁸ 同掲論文、133-134頁。

⁶⁹ 『解放軍報』1995年9月5日。

⁷⁰ 『解放軍報』1995年11月28日。この記事執筆した李杰という人物は海軍所属の研究者である。

⁷¹ 劉一建「制海権理論及發展趨勢」『中国軍事科学』2005年第1期、42-46頁、43-44頁。

⁷² 同掲論文、44-45頁。

⁷³ 同掲論文、45-46頁。

⁷⁴ 師小芹『論海権与中美關係』（北京：軍事科学出版社、2012年）、205頁。

⁷⁵ 事実上南シナ海全てを覆うものになっている。

⁷⁶ 季国興「南海航行自由原則的歧義及増進増進信任措施」『上海交通大学学报（哲学社会科学版）』2005年第4期、9-13頁、13頁。なお、米国と中国の「航行の自由」をめぐる対立については、飯田（2013）、前掲注（4）、170-171頁を参照。

⁷⁷ 師（2012）、前掲注（74）、227頁。

⁷⁸ 梁芳『海上戦略通道論』（北京：時事出版社、

2011年）。時事出版社は国際問題や軍事関係の出版物が多い。

⁷⁹ 同掲書、276-291頁。

⁸⁰ 同掲書、300頁。「力量」という言葉は軍事力と考えてよいだろう。

⁸¹ 同掲書。

⁸² 金永明は日本においても有名な学者であり、日本政府主催の研究会等にも出席している。「復旦大学教授郭定平氏、上海社会科学院研究員金永明氏来校」海上自衛隊幹部学校 (<http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/news/2011/0727-2.html>) (2015/12/23閲覧)。

⁸³ 金永明「論中国海洋安全与海洋法制」『東方法学』2010年第3期、33-43頁。

⁸⁴ 金永明「中国制定海洋發展戰略的幾点思考」『國際觀察』2012年第4期、8-14頁。

⁸⁵ 同掲論文、13頁。

⁸⁶ 唐任伍＝王力軍「論海洋管理」『太平洋学报』2005年第10期、37-44頁、43頁。

⁸⁷ 葉自成＝慕新海「对中国海権發展戰略的幾点思考」『國際政治研究』2005年第3期、5-17頁、5頁。

⁸⁸ 同掲論文、7-8頁。

⁸⁹ 同掲論文、13-17頁。

⁹⁰ 葉自成「中国的和平發展：陸権的回歸与發展」『世界經濟与政治』2007年第2期、23-31頁、24頁。

⁹¹ 同掲論文、27-28頁。

⁹² 同掲論文、23-24頁。

⁹³ 同掲論文、29-31頁。

⁹⁴ なお、こうしたレトリックの使用による「大義名分」作りについては、Yoshihara and Holmes, op.cit.24, pp.149-178を参照。

⁹⁵ Office of Department of Defense of the United States of America, "Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2009", pp.12.

⁹⁶ 張文木『論中国海権 第二版』（北京：海洋出版社、2010年）、9頁。

⁹⁷ 青山瑠沙「領土問題と中国の外交」『中国年鑑

- 2011』(中国研究所) 38-44頁、44頁。
- ⁹⁸ 川島真「『韜光養晦』と「大国外交」の間」『国際問題』No.610(2012年4月)、38-48頁、43-44頁。
- ⁹⁹ 飯田(2013)、前掲注(4)、112-113頁。
- ¹⁰⁰ 飯田将史「日中関係と今後の中国外交『韜光養晦』の終焉?」『国際問題』No.620(2013年4月)、44-55頁、44-45頁。
- ¹⁰¹ 濱本良一「強硬な中国外交の背後に『韜光養晦』の転換」『東亜』第522巻(2010年12月)、42-57頁、46-47頁。
- ¹⁰² 毛利亜樹「『韜光養晦』の終わりの東アジア海洋における中国の対外行動をめぐって」『東亜』第521巻(2010年11月)、92-102頁、100頁。
- ¹⁰³ 劉春紅「韜光養晦、有所作為戦略方針研究総述」『新遠見』2012年第6期、36-40頁、39-40頁。大別して否定説、肯定説、内容に適宜補完・調整を加えていくべきとする調整説の3つに分かれている。なお、浅野亮は「韜光養晦」の見直しを巡る議論は90年代後半から見られたが放棄するのか続けるのかといった踏み込んだ議論は2010年前後から見られるものであると主張している。(浅野亮「中国の対外政策方針の変化その決定メカニズムとプロセス」『国際問題』No.602(2011年6月)、36-47頁、37頁。)逆に言うと、2000年代後半に至って「韜光養晦」は以前ほどには強い影響力を持たなくなってきていると考えられる。
- ¹⁰⁴ 「積極樹立亜州安全観 共創安全合作新局面——在亜州相互協作与信任措施会議第四次峰会的講話」(2014年5月21日)新華網(http://news.xinhuanet.com/world/2014-05/21/c_126528981.htm) (2015/3/4閲覧)。
- ¹⁰⁵ 「2010年中国的国防」中華人民共和国国防部網站(http://www.mod.gov.cn/affair/2011-03/31/content_4249942.htm) (2015/09/29閲覧)。岩谷蔭=杉浦康之=山口信治「『革命の軍隊』の近代化」川島真編『チャイナ・リスク シリーズ日本の安全保障5』(岩波書店、2015年)、83-146頁、138-139頁。
- ¹⁰⁶ 土屋貴裕「中国流の戦争方法」川上高司編『『新しい戦争』とは何か 方法と戦略』(ミネルヴァ書房、2016年)、172-189頁、180頁。
- ¹⁰⁷ 竹田純一「いま、東アジア海洋圏で何が起きているのか」海洋政策研究財団編『中国の海洋進出—混沌の東アジア海洋圏と各国対応—』(成山堂書店、2013年)、1-51頁、10頁。
- ¹⁰⁸ 八木直人「米国の戦略的リバランスと東アジアの地政学—『リバランス』、『大国外交関係』、地域的安全保障—」『海幹校戦略研究』(3-2)、(2013年12月)、4-21頁、4頁。
- ¹⁰⁹ 江沢民「改革・開放と現代化建設のテンポをはやめ、中国の特色をもつ社会主義事業のさらなる勝利をかちとろう」(1992年10月12日)。出典は『北京週報』第30巻43号 別冊付録 文献(5) 1992年10月27日 2-28頁、20頁。
- ¹¹⁰ 国家海洋局海洋發展戰略研究所課題組『中国海洋發展報告2009』(北京: 海洋出版社、2015年)、97頁。
- ¹¹¹ これらの定義については同掲書。
- ¹¹² 寺島(2006)、前掲注(3)、84頁。
- ¹¹³ 飯田(2013)、前掲注(4)、99-102頁。なお飯田の整理によると、中国の主張する「歴史的権利」とは、中国は過去数世紀にわたり南シナ海において交易や漁業活動を行ってきたことから有すると、中国が考える権益のことである。同掲書。
- ¹¹⁴ 山内敏秀「中国海軍の發展と課題」村井友秀=阿部純一=浅野亮=安田淳編『中国をめぐる安全保障』(ミネルヴァ書房、2007年)、172-195頁、175頁。
- ¹¹⁵ 同掲論文。
- ¹¹⁶ Cole, op.cit.24, pp.12-13, 172-173.
- ¹¹⁷ 平松(1991)、前掲注(10)、139頁。
- ¹¹⁸ 山内(2007)、前掲注(114)、178頁。
- ¹¹⁹ 天兒慧=石原亭一=朱建榮=辻康吾=菱田雅晴=村田雄二郎編『岩波現代中国用語事典』(岩波書店、1999年)、1041頁。
- ¹²⁰ 山内(2007)、前掲注(114)、178頁。
- ¹²¹ 以下の「局部戦争」の特徴は、平松(1991)、

前掲注 (10)、208-209頁からの引用である。

- ¹²² 斎藤良「中国積極防衛軍事戦略の変遷」『防衛研究所紀要』第13巻第3号 (2011年)、25-41頁、34-35頁。
- ¹²³ 山内 (2007)、前掲注 (114)、179頁。また前章で触れた通り、劉華清の発言や「中国海権」論者たちの言及からも近海の範囲は想定できる。
- ¹²⁴ 李杰「捆绑中国的“島鏈”」『現代艦船』2001年第7期、35-37頁、35頁。「捆绑」とは「縛り付ける」という意味である。
- ¹²⁵ 同掲論文。
- ¹²⁶ Cole, op.cit.24, p.177.
- ¹²⁷ 山内 (2007)、前掲注 (114)、179頁。
- ¹²⁸ 「事実上のコントロール下」という語は、実際に支配下におさめていなくても敵を寄せ付けなくするという点で、当該海域で中国の意図が実現できている状態という意味で用いた。
- ¹²⁹ Cole, op.cit.24, p.176.
- ¹³⁰ 「中国人為甚麼需要不需要航母？看清中国的航母雄心。外国專者從伝言中探尋真相」『國際瞭望』2004年8月、16-21頁、20頁。なおこの論文はIan Storey, and You Ji, “China’s Aircraft Carrier Ambitions Seeking Truth from Rumors” *Naval War College Review* Vol.57 No.1 winter, 2004, pp.77-93を中国語に翻訳したものである。
- ¹³¹ 同掲論文。
- ¹³² 「反国家分裂法」第8条がいわゆる「非平和的手段」に言及した条文である。曰く、「『台独』勢力がいかなる名義においても、いかなる方法であろうとも台湾が中国から分裂する事実を作り出したり、あるいは台湾を中国から分裂させるような重大な事態を発生させた場合、あるいは平和統一の可能性が完全に喪失された場合、国家は非平和的手段ないしその他の必要な措置を採り、国家主権と領土保全を守ることができる (傍点筆者)」中華人民共和国中央人民政府中央政府門戸網站 (http://www.gov.cn/flfg/2005-06/21/content_8265.htm) (2015/12/18閲覧)。
- ¹³³ 山内 (2007)、前掲注 (114)、184頁。

¹³⁴ Holmes and Yoshihara, op.cit.24, pp.87-88.

- ¹³⁵ Ibid. p.88.このように第三次台湾海峡危機を中国海軍拡張の本格化の契機ととらえる見方は、Andrew S. Erickson, Abraham M. Denmark, and Gabriel Collin, “Beijing’s Starter Carrier” and Future Steps Alternatives and Implications” *Naval War College Review*, vol.65, No.1, winter 2012 pp.15-54.などでも共有されている。
- ¹³⁶ Holmes and Yoshihara, op.cit.24, p.88. ところで、現代の駆逐艦は対空・対水・対潜全ての任務に対応するものであり、フリゲート艦とは、護衛や哨戒を主な任務とするものである。小原凡司『中国の軍事戦略』(東洋経済新報社、2014年)、132頁。
- ¹³⁷ 『世界の艦船』(海人社、第816集5月号、2015年)、21-41頁。例を挙げると、ミサイルフリゲート艦、「江凱Ⅱ」型は2008年から現在までに計18隻就役している。南シナ海を管轄とする南海艦隊に重点的に配備されている。同掲書、38頁。
- ¹³⁸ 山内敏秀「潜水艦部隊の発展」浅野亮＝山内敏秀編『中国の海上権力 海軍・商船隊・造船～その戦略と発展状況』(創土社、2014年)、221-245頁、222頁。
- ¹³⁹ 1987年就役の「夏」型、2007年初就役の「晋」型がある。『世界の艦船』、前掲注 (137)、22-23頁。
- ¹⁴⁰ Aaron L. Friedberg, “Beyond Air-Sea Battle: The Debate over US Military Strategy in Asia” London: IISS, Routledge, 2014, p.19, Cole, op.cit.22, p.98.
- ¹⁴¹ 『世界の艦船』、前掲注 (137)、25頁。
- ¹⁴² コルベット艦とは帆船時代にフリゲートよりも小型で艦砲を備えた艦の区分であったが、現在は駆逐艦やフリゲートと性能上大きな差はない。小原 (2014)、前掲注 (136)、132頁。
- ¹⁴³ これらの性能解説の出典はいずれも防衛省 (2015)、前掲注 (1)、40頁。
- ¹⁴⁴ 中国軍事科学院軍事戦略研究部編『戦略学2013

- 年版』（北京：軍事科学出版社、2013年）、209頁。
- ¹⁴⁵ 同掲書。
- ¹⁴⁶ Office of Department of Defense of the United States of America, “Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2010” p.19.
- ¹⁴⁷ 土屋貴裕「『2010年版報告書』に見るオバマ政権の対中安全保障戦略」『防衛学研究』第46号（2012年3月）、99-115頁、108-109頁。
- ¹⁴⁸ 「走向深藍聽劍嘯」『解放軍報』2009年3月26日。
- ¹⁴⁹ 『2010年中国的国防』、前掲注（105）。
- ¹⁵⁰ 『中国的軍事戦略』（2015年）新華網（http://news.xinhuanet.com/politics/2015-05/26/c_1115408217.htm）（2015/05/26閲覧）。
- ¹⁵¹ 『戦略学 2013年版』、前掲注（144）、213-214頁。
- ¹⁵² 第3章にて言及する。
- ¹⁵³ 『戦略学 2013年版』、前掲注（144）、217頁。
- ¹⁵⁴ 同掲書。
- ¹⁵⁵ 『中国的軍事戦略』（2015年）、前掲注（150）。
- ¹⁵⁶ 同掲。
- ¹⁵⁷ 清水学「中央アジアの地政学と習近平政権の課題」『東亜』第573巻第3号（2015年3月）、10-19頁、11頁。
- ¹⁵⁸ 「新シルクロード構想とは」『日本経済新聞電子版』2015年12月3日（http://www.nikkei.com/article/DGXXKASGM02HBM_S5A201C1FF2000/）（2015/12/19閲覧）。
- ¹⁵⁹ 国家海洋局海洋発展戦略研究所課題組『中国海洋発展報告2015』（北京：海洋出版社、2015年）、345頁。
- ¹⁶⁰ 同掲書、348頁。
- ¹⁶¹ 同掲書、346頁。
- ¹⁶² 同掲書、349頁。
- ¹⁶³ 同掲書、342-344頁。
- ¹⁶⁴ インド洋沿いのパキスタン、ミャンマーに軍事基地が存在する。三船恵美「中国の周辺外交と対インド外交」趙宏偉＝青山瑠沙＝益尾知佐子＝三船恵美『中国外交の世界戦略一日・米・アジアとの攻防30年』（明石書店、2011年）、147-173頁、165-166頁。
- ¹⁶⁵ 同掲書。
- ¹⁶⁶ ただし、『解放軍報』はじめ解放軍系の媒体では目下のところ「一帯一路」への言及は見られない。
- ¹⁶⁷ Anthony Kelvin, “Is China’s Maritime Silk Road A Military Strategy?” *The Diplomat*, December 08, 2015 (<http://thediplomat.com/2015/12/is-chinas-maritime-silk-road-a-military-strategy/>)（2016/02/18閲覧）。
- ¹⁶⁸ 侯松岭＝遲殿堂「東南亜与中亜：中国在新世紀的地緣戰略選択」『当代亜太』2003年4期、9-15頁、15頁
- ¹⁶⁹ Friedberg, op.cit.140, pp.37-38.
- ¹⁷⁰ 塚本勝也「シーパワーとしての空母」立川京一＝石津朋之＝道下徳成＝塚本勝也『シーパワーその理論と実践』（芙蓉書房、2008年）、153-175頁、158頁。
- ¹⁷¹ 同掲書、159頁。
- ¹⁷² 同掲書、163頁。
- ¹⁷³ 『回顧録』、前掲注（33）、477-478頁。
- ¹⁷⁴ 同掲書、479-480頁。
- ¹⁷⁵ 同掲書、480頁。
- ¹⁷⁶ 同掲書、481頁。
- ¹⁷⁷ 同掲書、481頁。
- ¹⁷⁸ 高岩「潜艇対中国海軍的戰略意義」『軍事文摘』2001年第5期、40-43頁。『軍事文摘』は中国の軍需産業の一翼をになう国営企業、中国航天科技集团公司傘下の研究所が発行する一般向けの雑誌である。
- ¹⁷⁹ 同掲論文、42頁。
- ¹⁸⁰ 師（2012）、前掲注（75）、214頁。
- ¹⁸¹ 梅然「海軍拡張与戰略穩定：從英德競争到中美關係」『國際政治研究』2007年第4期、75-89頁、86頁。もっとも、米国は90年代後半より中国の潜水艦に対する警戒を強めている。青井志学「中国の潜水艦の脅威—米海軍は中国潜水艦の脅威をいかに評価し、対抗しているのか—」『海幹校戰略研究』（3-2）、（2013年12月）、

- 42-61頁参照。
- ¹⁸² 師 (2012)、前掲注 (75)、214頁。
- ¹⁸³ 李杰「航母vs核潜艇之YES or NO」『兵器知識』2004年第5期、52-55頁。
- ¹⁸⁴ 同掲論文、54-55頁。
- ¹⁸⁵ 師 (2012)、前掲注 (74)、215頁。
- ¹⁸⁶ 張文本「生存・発展・海権」『領導文萃』2006年第11期、65-69頁、65-66頁。
- ¹⁸⁷ 楊震＝杜彬偉「基於海権視角：航空母艦对中国海軍転型の推動作用」『太平洋学報』2013年第3期、68-78頁、73頁。
- ¹⁸⁸ 塩沢栄一『人民解放軍の実力』（ちくま新書、2012年）、29-30頁。
- ¹⁸⁹ Erickson, Denmark, and Collins ,op.cit.135, pp.35-36.
- ¹⁹⁰ Ibid, pp.41-42.
- ¹⁹¹ 『国防白皮書：中国武装力量的多様化運用』（2013年）中華人民共和國国防部網站（http://www.mod.gov.cn/affair/2013-04/16/content_4442839.htm）（2015/09/29閲覧）。
- ¹⁹² Lyle J. Goldstein, “Five Dragon Stirring up the Sea: Challenge and Opportunity in China’s Improving Maritime Enforcement Capabilities” China Maritime Studies No.5, Newport ,RI: China Maritime Studies Institute, April 2010, p.31. ゴールドステインはHe Zhonglong et. al “Research on the building of Chinese Coast Guard” p.69より引用している。
- ¹⁹³ 金永明「中国における海洋政策と法的制度について」『広島法学』第30巻第4号（2007年）、117-128頁。
- ¹⁹⁴ Goldstein, 2010, op.cit.192, pp.30. 引用元は前述のHe, opt.cit.195, pp.69-70.
- ¹⁹⁵ 増田雅之「中国の海洋戦略と海上法執行機関—発展戦略から強国戦略へ」ウィリアム・タウ＝吉崎知典編『国際共同研究シリーズ10 防衛研究所—オーストラリア国立大学共同研究 ハブ・アンドスポークスを超えて』（防衛省防衛研究所、2014年）、55-71頁、64-66頁（http://www.nids.go.jp/publication/joint_research/series10/pdf/series10-4.pdf）（2015/09/28閲覧）。
- ¹⁹⁶ 海上法執行機関改革の内容については、2013年3月に全人代で可決された「國務院機構改革和職能轉變方案」新華網（http://news.xinhuanet.com/2013h/201303/10/c_114968104.htm）（2015/12/19閲覧）に骨子が定められ、同年7月9日國務院發布の「国弁発[2013]52号 國務院弁公庁關於印發国家海洋局主要職責内設機構人員編制規定的通知」中華人民共和國中央人民政府國務院弁公庁文件（http://www.gov.cn/zwggk/2013-07/09/content_2443023.htm）（2015/12/19閲覧）により詳細な規定がなされており、本稿で言及する改革内容もこれら2つの文書を参照とした。
- ¹⁹⁷ 郭倩＝張繼平「中美海洋管理機構的比較分析—以重組国家海洋局方案為視角」『上海行政学院学报』2014年第1期、104-111頁、109頁。
- ¹⁹⁸ 越智均「尖閣諸島をめぐる中国の動向分析」『海保大研究報告 法文系』第51巻第1号（2014年）、215-237頁、234頁。
- ¹⁹⁹ 「中国海警局組建一年觀察執行任務不再单打独闖了」『南方週末』2014年10月9日（<http://www.infzm.com/content/104611>）（2015/12/30閲覧）。
- ²⁰⁰ 杜明明＝徐寬＝陳瑞雪「中国海警局成立後亟待解決的幾個問題」『公安海警学院学报』2014年第1期、57-59頁、59頁。なお公安海警学院は公安部直屬の教育機関である。
- ²⁰¹ 「“中国海警1306” 入列將執行重大海洋維權任務」『人民網』2014年10月18日（<http://military.people.com.cn/n/2014/1018/c1011-25860028.html>）（2015/12/30閲覧）。
- ²⁰² Franz-Stefan Gady, “How China is Expanding Its Coast Guard: Beijing is converting old frigates into coastguard patrol vessels” *The Diplomat* July 30, 2015（<http://thediplomat.com/2015/07/how-china-is-expanding-its-coast-guard/>）（2016/02/09閲覧）。
- ²⁰³ 増田（2014）、前掲注（195）。
- ²⁰⁴ Ryan D. Martinson, “The Militarization of

- China's Coast Guard" *The Diplomat* November 21, 2014 (<http://thediplomat.com/2014/11/the-militarization-of-chinas-coast-guard/>) (2016/02/09閲覧)。
- ²⁰⁵ Idid.
- ²⁰⁶ 趙偉東「中国海警力量建設 基於新海防安全觀的思考」『公安海警学院学報』2014年第4期、51-56頁、53頁。
- ²⁰⁷ 『国防白皮書: 中国武装力量的多樣化運用』、前掲注 (191)。
- ²⁰⁸ David Tweed, "Beijing deploys coast guard — not navy — to avert international condemnation in South China Sea" *the Japan Times*, October 27, 2015 (<http://www.japantimes.co.jp/news/2015/10/27/asia-pacific/instead-of-warships-china-utilizes-coast-guard-boats-to-patrol-disputed-south-china-sea-area/#.VrmIsViLTIV>) (2016/02/09閲覧)。
- ²⁰⁹ 米国海軍情報部 (the U.S. Office of Naval Intelligence) は、中国海警局が205隻の船舶を保有しているのに対し、日本の海上保安庁は78隻、ベトナムの機関は55隻、フィリピンはわずかに4隻と推測している。もっとも海上法執行機関に投入される過去5年の年間予算の点では日中両国はほぼ拮抗しているが (それぞれ約15億ドルと17億ドル)、東南アジア諸国の予算は同じ期間で100~200万ドル程度と、ランド研究所のモリス (Lyle J. Morris) は推測している。同掲。こうした点を考慮すると、日本は中国との海上法執行機関同士の競争では目下のところ決して劣位ではない。事実、度重なる中国の侵入行為にも関わらず、日本による尖閣諸島に対する実効支配は保たれている。
- ²¹⁰ 王立東『国家海上利益論』(北京: 国防大学出版社、2007年)、163-168頁。
- ²¹¹ 国家海洋局海洋發展戰略研究所課題組『中国海洋發展報告 2014』(北京: 海洋出版社、2014年)、110頁。
- ²¹² Eanest Z. Bowzer, Gregory B. Poling, "China-Vietnam Tensions High over Drilling Rig in Disputed Waters" *CSIS* May, 7 2014 (<http://csis.org/publication/critical-questions-china-vietnam-tensions-high-over-drilling-rig-disputed-waters>) (2016/01/02閲覧)。
- ²¹³ 中国初の国産オイルリグである。「“海洋石油981”作業団体 叩開深水油氣資源的“大門”」国家海洋局2015年6月1日 (http://www.soa.gov.cn/xw/ztbd/ztbd_2015/2015hyr/2015hyr_hyrw/201506/t20150601_38117.html) (2016/01/03閲覧)。
- ²¹⁴ "China oil rig to keep drilling in waters disputed with Vietnam" *Reuters* August, 25, 2015 (<http://www.reuters.com/article/us-southchinasea-china-vietnam-idUSKCN0QU0UG20150825>) (2016/01/03閲覧)。
- ²¹⁵ 『中国海洋發展報告 2014』、前掲注 (211)、151-210頁。
- ²¹⁶ 石原敬浩「北極海における安全保障環境と多国間制度」『海幹校戰略研究』(4-1)、(2014年6月)、44-65頁、44頁。
- ²¹⁷ 「中国海軍首次現身北極付近海域」国家海洋局極地考察弁公室2015年9月6日 (http://www.chinare.gov.cn/caa/gb_news.php?id=1615&modid=01001) (2015/12/31閲覧)。
- (ごとう ようへい 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了)

